

令和元年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第4号）

令和元年12月11日（水曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（16名）

1 番	片 桐 文 夫	2 番	平 山 清 海
4 番	林 晴 道	6 番	米 本 弥一郎
8 番	宮 内 保	9 番	高 木 寛
10 番	飯 嶋 正 利	11 番	宮 澤 芳 雄
12 番	伊 藤 保	13 番	島 田 和 雄
15 番	伊 藤 房 代	16 番	向 後 悦 世
17 番	景 山 岩三郎	18 番	木 内 欽 市
19 番	佐久間 茂 樹	20 番	高 橋 利 彦

欠席議員（1名）

3 番 遠 藤 保 明

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 正 彦
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	山 崎 剛 成
行政改革 推進課長	井 上 保 巳	総 務 課 長	伊 藤 憲 治
企画政策課長	小 倉 直 志	財 政 課 長	伊 藤 義 隆
税 務 課 長	石 毛 春 夫	市民生活課長	遠 藤 泰 子

環 境 課 長	木 内 正 樹	保 險 年 金 課 長	在 田 浩 治
健 康 管 理 課 長	遠 藤 茂 樹	社 会 福 祉 課 長	仲 條 義 治
子 育 て 支 援 課 長	石 橋 方 一	高 齢 者 福 祉 課 長	浪 川 恭 房
商 工 観 光 課 長	小 林 敦 巳	農 水 産 課 長	宮 内 敏 之
建 設 課 長	加 瀬 博 久	都 市 整 備 課 長	加 瀬 宏 之
下 水 道 課 長	丸 山 浩	会 計 管 理 者	多 田 英 子
消 防 長	川 口 和 昭	水 道 課 長	宮 負 亨
庶 務 課 長	栗 田 茂	学 校 教 育 課 長	加 瀬 政 吉
生 涯 学 習 課 長	八 木 幹 夫	体 育 振 興 課 長	花 澤 義 広
監 査 委 員 長 事 務 局	伊 藤 義 一	農 業 委 員 会 長 事 務 局	赤 谷 浩 巳

事務局職員出席者

事 務 局 長	高 安 一 範	事 務 局 次 長	池 田 勝 紀
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（向後悦世） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（向後悦世） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 宮 内 保

○議長（向後悦世） 通告順により、宮内保議員、ご登壇願います。

（8番 宮内 保 登壇）

○8番（宮内 保） おはようございます。議席番号8番、宮内です。

第4回旭市定例会におきまして一般質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。今回、私は大きく3項目8点の質問を行います。

それでは、1項目めの台風15号、19号の被害状況と対応について、次の3点について質問いたします。

1点目は、農業関連施設被害について質問をいたします。

10月18日に開催されました全員協議会で被害状況の説明がありました。台風15号では、農業被害額が19億9,000万円で、そのうち農業関連施設の被害金額が15億7,400万円とのことでした。また、19号の農業被害額は8,600万円で、農業関連施設の被害金額は230万円との報告がありました。その後、被害額は増加しているのか、また、今年の台風24号と比べると、ビニールハウスなどの施設に特に大きな被害が出ているように思います。施設の復旧するための補助事業はあるのか。また、その手続きはどのように行われるのか伺います。

次に、2点目として避難所4か所について。

台風15号では、9月9日が延べ55世帯89人、9月10日が延べで130世帯233人、そして台風19号では10月12日に最大で1,244人が避難したとのことでありますが、特に10月12日の飯岡福祉センターでは避難者が多く昼ごろは大混雑し、職員も大変なようでした。飯岡福祉センターは避難者が特に多かったために飯岡中体育館も避難所に利用したようではありますが、各避難所の人数と配布などをする毛布など不足はなかったのかお伺いいたします。

次に、3点目として、防災マップ、ハザードマップについてであります。最近の地球の温暖化などを背景に、今度は台風の大型化や激しい豪雨災害が予想されています。防災の専門家は、これまでの常識や経験だけに頼らず、危機感のハードルを下げて自分の命を守ってほしいと話しております。今回の台風では、土砂災害警戒区域に指定されていなかった場所で4人が犠牲となっており、また、住居区域での浸水と防災マップやハザードマップに指定されていない場所で災害が多く発生いたしました。市として今後、配布されている防災マップ、ハザードマップなどを検討する予定があるのかお伺いいたします。

続きまして、2項目めの豚コレラ（CSF）について質問をいたします。

豚コレラ（CSF）の発生拡大で産地に警戒感が強まる中、養豚が盛んな旭市で9月30日に生産者の皆さんが豚コレラに対する講習会を開催したとのことであります。また、講演では、ワクチン接種のあり方やイノシシ対策などを学んだ後に、万が一発生を想定した防疫演習を実施し、農場主の通報や関係機関とのやりとりなどを演じ、講ずるべき対策を再確認したとのことでありますが、市としての対応はどのようなになっているか、次の3点について伺います。

1点目として、CSF、ASFが発生した場合の対応は。

養豚農家の皆さんは、万が一発生した場合に備えての対策は学んでいるようですが、市としての指揮命令系統はどのようなものになるのか。また、明確にしたほうがよいと思われますが、市としての考えを伺います。

次に、2点目として、野生イノシシの捕獲強化についてお伺いいたします。

豚コレラ（CSF）の蔓延の一つの要因とされる野生イノシシの感染拡大がとまらない中、豚へのワクチン接種も始まったことでありますが、CSFの撲滅には野生イノシシ対策こそが不可欠で、感染イノシシは12県で1,200頭を超えたとのことです。

そのような中、県は10月24日、千葉県への拡大防止策の一環として、県北部で野生イノシシの捕獲を強化するとの発表がありました。県では対象の6市町、旭市、銚子市、成田市、

香取市、印西市の5市と東庄町で、いずれの6市町は養豚が行われている一方、感染した野生イノシシが確認された群馬県、埼玉県とも近いため、重点捕獲エリアに定めたとのことであります。11月から捕獲に着手したとのことでありますが、どのような状況ですか。お伺いいたします。

3点目として、埋設不可能な地域の対策について伺います。

本来、発生農場で殺処分された豚は72時間以内を目安に埋却すべきですが、地区によっては地下水位が高い地域があり、埋設が不可能ではないかと思われませんが、このような地区での処分はどのようにするのかお伺いいたします。

続きまして、3項目めの銚子沖の洋上風力発電について質問をいたします。

洋上風力発電を普及させる再エネ海域利用法の促進区域に銚子沖を指定する上で、必要な事項を話し合う協議会の初会合が11月18日に開催され、協議会には経済産業省、国土交通省、水産庁、県商工労働部、銚子市、旭市、銚子漁協や海匠漁協の代表者などが出席し、両省は県から国に情報提供のあった銚子沖の有望な区域、約40平方キロメートルや今後のプロセスなどの説明があったとのことであります。この洋上風力発電事業について、市としては今後どのように取り組んでいくのか、次の2点についてお伺いいたします。

1点目について、漁業関係者や海匠漁協との協議はどのようになっているのか。

この協議会は3回程度開催される予定で、参加者の合意が得られた後、学識経験者等で構成される第三者委員会の意見などを踏まえて促進地域が指定されるようですが、旭区域とその関係の漁業者や海匠漁協との協議はどのようになっているのかお伺いいたします。

続いて、2点目の屏風ヶ浦の景観と環境についてお伺いいたします。

屏風ヶ浦、刑部岬は旭市の観光の名所でもあり、年間30万人もの観光客が訪れる観光スポットであります。太平洋を一望でき、眺めもよく、日本の朝日100選、日本の夕日100選、そして日本の夜景100選などにも選ばれております。そのような中、海上に洋上風力発電が建設された場合、景観が変わって観光客が減少するのではないかと心配するところではありますが、いかがでしょうか。よろしくお伺いいたします。

以上、再質問は自席で行います。

○議長（向後悦世） 宮内保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、1の台風15号、19号の被害状況と対応について、その

うち（１）の農業関連施設の被害について、あと、２の豚コレラ（ＣＳＦ）についての（１）、（２）、（３）につきまして、農水産課のほうから回答を申し上げます。

初めに、１の台風15号、19号の被害状況と対応について、（１）の農業関連施設被害について回答申し上げます。

台風15号は、農業被害額が21億3,800万円で、10月18日の議会全員協議会でご報告させていただきました9月末集計分と比較いたしまして1億4,800万円の増、そのうち農業関連施設の被害金額は16億9,800万円で1億2,400万円の増となりました。

続きまして、19号は集計のほう修正が発生しておりまして、農業被害額のほうが8,532万円となりまして、108万円が減となりました。この内容は、マッシュルーム等の農作物の被害額が、修正が発生したものであります。

次に、補助事業につきましては、昨年の台風24号の被害と同様に、今回も国の補助事業が発動されておりまして、そういった内容に基づいて、現在、市で受け付けを開始しているところであります。

なお、11月26日より農家の方々と個別面談をしながら、補助金の申請に向けまして必要書類の作成と添付書類の準備等を行っているところであります。

続きまして、２の豚コレラ（ＣＳＦ）について（１）のＣＳＦ、ＡＳＦが発生した場合の対応はにつきまして、市の指揮命令系統はどのようになっているのか、明確にしたほうがよいのではないかなというような質問に対しまして、お答えのほうさせていただきます。

まず、病気のほうは発生させないためにウイルスを入れないことが大変重要であります。市では関係機関と連携した防疫体制とするため、旭市急性悪性家畜伝染病発生時対応マニュアルを作成しております。万が一発生した場合には、このマニュアルに基づき市対策本部を設置し、県が実施する防疫作業を後方支援することになります。対策本部は市長が本部長となり、副市長と教育長が副本部長、関係各課の課長が本部員、さらに３班６系の組織体制となっております。

また、マニュアルには各系の役割や所掌事務が明記されておりますので、基本的にはマニュアルに即して対応していくことになります。

続きまして、（２）野生イノシシの捕獲強化についてであります。

県の拡大防止策の一環として、銚子市、旭市、成田市、印西市、香取市の５市と東庄町を含めた地区の重点エリアとして、捕獲を推進するため千葉県猟友会のほうに令和元年度豚コレラ対策緊急捕獲業務を委託したところでございます。契約期間は本年11月から令

和2年3月31日までで、構成する管内の市町村によって契約時期が違いますので、11月からということでお答えさせていただきます。捕獲の目標数は、全体で302頭ということで定められております。

次に、（3）の埋設不可能な地域の対策についてお答え申し上げます。

家畜伝染病予防法では、CSFの患畜または疑似患畜の所有者は埋却することに定められていることから、畜産農家は基本的には埋却用地を確保することになっております。地下水位が高く掘削できない場所や用地が不十分な場合には、まず県有地などの公有地への埋却を検討していきます。それでも適当な場所がない場合には、豚を破砕、加熱、殺菌処理し、ウイルスを死滅させる移動式のレンダリング装置による処分方法が行われております。この装置は国が保有しておりまして、県が借り受けまして使用することができます。どうしても埋却ができない場合など、こういった装置の活用を今後も検討していくとのことであります。

農水産課からの答弁は以上でございます。

○議長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私からは、大きな1番の中の（2）と（3）についてお答え申し上げます。

まず、（2）の避難所、市内4か所についての避難者数や毛布というお尋ねでございます。

4か所に設置しました避難所につきまして、台風ごとに人数を申し上げてまいります。

まず、台風15号のときでございますが、2度避難所を開設いたしました。最初は台風本体が千葉県に接近する際に開設したもので、そのときの避難者数は総合体育館が39人、海上公民館が5人、飯岡保健福祉センターが45人、干潟公民館は避難者がありませんで、合計では89人が避難いたしました。

また、台風が通過しまして避難者が帰宅した後、避難所を一旦閉鎖いたしましたが、台風の影響で発生した停電対応としまして、再度避難所を開設いたしました。そのときの避難者数は、総合体育館が75人、海上公民館が7人、飯岡保健福祉センターが151人で、干潟公民館は被災したために開設できず、この3か所で合計は233人でした。

次に、今度台風19号のときの避難所について申し上げます。

避難所は最初に4か所開設しまして、その後追加でさらに4か所、合計8か所設置いたしました。最初に開設した4か所について申し上げますと、避難者数が総合体育館が654人、海上公民館が162人、飯岡保健福祉センターが246人、ふれあいセンターが39人でした。このふれあいセンターといいますのは、台風15号で被災しました干潟公民館に代わって開設した

ものでございます。それと、台風19号では避難者数が非常に多くなりましたので、追加として4か所を開設したものでございまして、その人数でございますが、第二中学校が31人、海上中学校が50人、飯岡中学校が62人で、萬歳地区多目的研修センターも開設したんですが、避難者はありませんでした。台風19号につきまして、全体8か所で合計を申し上げますと、1,244人という状況でございました。

それと、毛布についてのご質問がございました。避難してきた方には、基本としまして、原則1枚ずつお配りしております。場合によっては2枚お配りしたという状況もございましたが、原則1枚ということでお配りいたしました。備蓄の数が約5,000枚ございますので、不足するということはありませんでした。ただ、毛布1枚でちょっとかたいとかということとはご要望としてありましたし、その件につきましては、きのうの一般質問にお答えしたという経緯もございます。

なお、追加して申し上げますと、台風19号のときには非常食というのも配っております。飲料水も配りましたが、こちら4万5,000食用意しておりましたので、不足というものはございませんでした。

次に、(3)のほうのご質問でございます。防災マップやハザードマップについてのご質問でございます。

質問の中にございました土砂災害警戒区域、これ89か所、今ございますけれども、県が危険箇所を調査した上で指定したものでございます。そして現在、この旭市におきましては、土砂災害の危険箇所は全て調査済みでありまして、危険が生じるおそれがあると認められている所は全て指定されております。また、ハザードマップにもそのことは掲載しております。

したがって、今のところハザードマップの変更は、予定はしておりません。しかし、今後新たに指定箇所が増えた場合には、速やかに土砂災害ハザードマップに反映しまして、市民の方々に周知してまいりたいと思いますし、ご質問の中にもありましたが、ほかの市では危険区域でなかった所も土砂災害が発生したというのも報道されておりますので、指定されていなかったからといって安心するということはないということを、引き続き市民の方々にも周知をできればなと思っております。

こうした変更するとか、周知というのは土砂災害のハザードマップに限らず、ほかの防災マップですとか津波ハザードマップにつきましても言えることでございまして、変更があった場合には速やかに変更反映させまして、災害時にはより安全な場所に避難していただけるように、啓発をしてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、私からは大きな項目の3項目め、銚子沖の洋上風力発電について、まず1点目の漁業関係者や海匠漁業協同組合との協議についてお答えいたします。

千葉県では、これまで県漁連や沿岸9漁協、沿岸13市町村、県関係者等で構成される外房地域洋上風力発電導入可能性検討会議を設置して、県内の洋上風力発電の導入について検討を進めてきました。本年7月30日に、銚子市沖の海域が海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用促進に関する法律、いわゆる再エネ海域利用法と呼ばれているものですけれども、これに基づく洋上風力発電の促進区域の指定に向けた有望な区域に選定されたことを受け、11月18日、国・県、地元自治体や漁業関係者等で構成する第1回目の促進協議会が開催されたところでございます。その協議会の中では、利害関係者の調整を進め、事業者の公募に関する留意点などを話し合い、協議会で案の合意を得た上で、その後に国から促進区域が指定される運びとなります。

海匠漁協においては、組合員の理解がまだ十分ではないことから、実際に区域内で操業している組合員に対して勉強会を開催し、理解を深めているところでございます。

市といたしましては、事業の実施には漁業・地域との協調、これが不可欠であることから、漁業関係者の意向を最優先に、今後も意思の疎通を図りながら協議を進めていきたいと考えております。

続きまして、2点目の屏風ヶ浦の景観と環境についてでございます。

屏風ヶ浦は観光スポットとして有名であり、ドラマやCMなどのロケ地としても使用され、地域の重要な景観資源となっております。洋上風力発電の設置による景観の変化については危惧されるところではありますが、一方で、海上に風車が立ち並ぶ風景は新たな観光資源として期待される部分もあるところでございます。

眺望、景観への影響につきましては、事業を進めるに当たり、地域住民や専門家の意見について十分に配慮し、影響をできる限り回避、低減させるよう国や関係機関に働きかける必要があると考えております。

それと、漁獲高減少の懸念につきましては、漁業に支障を及ぼさないことが洋上風力発電の大前提とされておりますので、事前に十分な環境影響調査が行われ、対策されるものと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） それでは、農業関連施設の被害について再質問をいたします。

農業被害額は9月末集計分と比較して1億4,800万円、そのうち農業関連施設は1億2,400万円の増ということでありました。そして、昨年台風24号の被害と同様に、今回も国・県・市の補助事業があるということでもあります。

それでは、被災農家が補助を受けるための申請事務はどのようなになっているのかお伺いいたします。

○議長（向後悦世） 宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、補助を受けるための事務の流れということで回答申し上げます。

補助事業の事務の流れにつきましては、各農家から補助の要望、市への補助金交付申請書類の提出、その後、市から県へ申請した後、交付決定、実績報告、竣工検査、交付確定の通知後に農家からの交付請求によりまして、補助金の支払いというような形になるところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） 補助事業の事務の流れについてはよく分かりましたが、交付申請が複雑のように思われますので、ぜひご指導のほうよろしくお願ひしたいと思います。私も先日行って指導を受けましたけれども、なかなかちょっと分かりづらかったもので、よろしくお願ひいたします。

次に、県内で被災した施設が多くありまして、ビニールハウスの資材の不足や業者による工事が3月の年度末までに終わらないものが多くなると思います。そのような場合でも補助事業の対象となるのかお伺いいたします。

○議長（向後悦世） 宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、業者と契約をしていただきまして、3月末までに工事が完了しない農家に対しましては、市のほうで事業を来年度へ繰り越し処理というような形をとりまして、そういったことによりまして、支援のほうが対象となるということでございます。

ますので、よろしくお願いいたします。

○議長（向後悦世） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） 対象となるようでありますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、工事が着工されて施設の修理などが完成した場合の農家に対する補助金が交付されるのはいつごろになるのかお伺いいたします。

○議長（向後悦世） 宮内保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 現年分の補助交付は、修繕等の工事が完了しまして、その都度、市の竣工検査を行いまして、その後になります。交付する時期といたしましては、県の交付決定だとか、そういった補助金の手続きがありますので、どうしても3月の末近くになってしまうというようなことを予定しているところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） 一日でも早く交付するようよろしくお願いいたします。

それでは、（2）避難所、市内4か所について再質問をします。

避難所の電源について質問いたします。特に台風15号では9月9日の3時ごろから停電が発生して、全面解消したのが9月21日でありました。避難所での停電の対応はどのようなものでしたか、お伺いいたします。

○議長（向後悦世） 宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 避難所における停電の関係についてお答え申し上げます。

今回の台風15号において、停電した避難所は2か所、海上公民館と干潟公民館でありました。海上公民館は海上支所に設置した非常用発電設備から電力供給されますので、避難所の運営に支障はありませんでした。また、干潟公民館においては、そもそも避難者がありませんでした。

また、台風19号ですが、飯岡中学校が停電となりました。飯岡中学校では非常用発電設備が設置されているのですが、すぐに稼働できなかったため、水がすぐには出なくてトイレが使用できない状況となりました。そのため、備蓄してあった簡易トイレを導入して対応いたしました。なお、明かりにつきましては、ランタンを使用いたしました。

以上です。

○議長（向後悦世） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） それでは次に、今回の台風で想定外の停電が長く続きました。市では非常用の発電機は何台ぐらいあるのか。また、どのような非常用電源機があるのか、避難所はどのような非常電源を使っているのかお伺いいたします。

○議長（向後悦世） 宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。きのうの質問と重複する部分があるかもしれませんが、お許しいただきたいと思います。

市ではポータブル型の発電機を約60台備蓄しております。これらは持ち運びが可能な小型の発電機で、主な使用目的としましては照明用、あるいは小型家電を稼働するために利用しているところでございます。

また、避難所における非常用電源設備、いわゆる自家発電の設備を設置している施設としましては5か所ありまして、海上公民館、飯岡保健福祉センター、総合体育館、飯岡中学校、嚶鳴小学校に設置しております。ただし、この5か所のうち3か所、飯岡保健福祉センターと総合体育館、嚶鳴小学校につきましては、消防用設備を動かすための非常用電源設備ですので、実質的に避難所運営に使用できる設備が設置されている避難所というのは、海上公民館と飯岡中学校の2か所だけとなっております。

以上です。

○議長（向後悦世） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） それでは、続きまして、近年の異常気象で想定外の停電などが多く発生しております。そのような中、避難場所となる施設、または役所施設には非常用電源機や太陽光発電などの自家発電施設が必要ではないかと考えますが、市としての今後の対策はどうかお伺いいたします。

○議長（向後悦世） 宮内保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） ご提言ありがとうございます。

現在持っている旭市地域防災計画におきましては、避難所について非常用電源となる自家発電設備等の整備に努めるというふうになっているところでございます。しかし、まだ現在は全ての避難所に整備できておりません。といいますか、かなり少ないという状況でございます。

一方、他の自治体におきましても、今回の台風では避難所に非常用電源設備がないことで、明かりもなくトイレも使えない状況で避難生活を余儀なくされたという事例が取り上げられていたのはご案内かと思います。こうした状況を踏まえまして、今後、市としましては、避難所における非常用電源設備の整備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、避難所以外の公共施設につきましては、必要性も考慮した上で整備を検討してまいりたいと考えております。

それと、太陽光発電の設備についてのご質問もございました。太陽光発電につきましては、自治体として環境負荷の軽減に少しでも寄与するために、新しく施設を整備する際に、新庁舎もそうなるかと思いますが、併せて整備していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） 非常用発電設備の設置のほう、どうかよろしく願いいたします。

次に、（3）防災マップ、ハザードマップについて再質問をいたします。

市では土砂災害警戒区域を指定したり、津波の浸水予測図などハザードマップを配布しておりますが、日本世論調査会が今年2月に実施した調査では、ハザードマップなどを確認したことがある人は約6割にとどまっているとのことでもあります。一人でも多くの市民に防災マップ、ハザードマップを理解してもらうためには、どのようにするかお伺いいたします。

○議長（向後悦世） 宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えする前に一つ、先ほどの答弁で数字の訂正をさせていただければと思います。

私、先ほど土砂災害警戒区域の数につきまして、89か所というふうに申し上げましたが、すみません、見る場所を間違っておりまして、正しくは104か所でした。おわびして訂正を申し上げます。申し訳ありません。

それでは、ご質問にお答えしてまいります。

ハザードマップの関係でございますが、ご質問にあるとおりでございます。なかなか手にとって見てもらえないという状況があらうかと思います。まず見ていただく、理解していただくということが大事かと思います。

市としましては、防災マップあるいは津波ハザードマップにつきまして、区長を通じて市内の全部の世帯に配布しているところでございますし、土砂災害のハザードマップにつま

しては、対象となる地区全ての世帯に配布しているところでございます。さらに、市役所の庁舎ですとか支所、公民館などにも配布しておりまして、もっと言いますと市のホームページからも閲覧できるようになっているというところで、見られる機会というのは提供しているところでございますが、なかなかそこが実際に見ていただけないという部分はあるのかもしれないかもしれません。

見ていただくための工夫としまして、ハザードマップにつきましては大きな紙を使いまして、一面で広い範囲を見られるようにしているですとか、子どもでも分かりやすくなるようにイラストなども多用しているということは、努力はしているところでございます。ただ、いずれにしましても、理解を深めていただくためには繰り返し何度も周知していくということが大事なのかなと思っております。これからもいろんな場面、あるいは広報紙、訓練、そういった場면을捉えまして啓発に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（向後悦世） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） それでは、防災訓練や津波避難訓練は毎年実施されておりますが、避難訓練への参加者が年々少なくなっているのではないかと思います。自分の命を守る大事な訓練であります。多くの市民に参加してもらい、災害から自分の命を守る訓練をしていただきたいと考えます。市としての対応はどのようにするかお伺いいたします。

○議長（向後悦世） 宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 市としましても、訓練には多くの方に参加してもらいたいと思っております。議員おっしゃるとおりでございます。こうしたことから、総合防災訓練におきましては、実施する地区を毎年変更して開催していますが、参加している人数というのはここ数年横ばいとなっているのは否めないところでございます。こうした中で、より多くの方に参加してもらおう取り組みとしまして、今年の実施地区におきましては、会場となりました第一中学校の生徒にも各種の訓練に参加してもらいました。子どもから防災の知識を身につけて、さらに地域の方とも触れ合う、こういうことで自助あるいは共助の意識が育まれたものと考えております。

一方、津波避難訓練もございますが、こちらは天候に左右されるところが大きくございます。震災直後に行った訓練に比べますと、参加者は残念ながら減少傾向にございます。津波避難訓練につきましても、沿岸の小学校児童へ親子での参加を呼びかけるとか、会場での防

災啓発に工夫を重ねて、より多くの人に関心を持ってもらって、参加してもらえるように考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（向後悦世） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） 一人でも多くの市民が参加できるような避難訓練をしてもらいたいと思います。

それでは、（１）のＣＳＦ、ＡＳＦが発生した場合の対応についての再質問をいたします。

指揮命令系統についてはよく分かりました。そこで、万が一発生した場合は初動体制を迅速に実施して、一日でも早く短期間に収束させることが大切かと考えます。そのためにも、官民一体となった訓練を実施して、課題を整理することが必要ではないかと思います。訓練の実施とかは考えているのかお伺いいたします。

○議長（向後悦世） 宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 訓練の考えはというようなことでございますが、基本的にこういったものにつきましては、県のほうが主体となって行っているのが現状でございます。本年も県のほうで県関係機関、畜産関係団体、市町村や自衛隊などを対象といたしました防疫やサブステーションの設置の演習を千葉市で開催しまして、本市でも職員が参加したところでございます。

市内には農家を中心に組織します旭市養豚推進協議会がございまして、そこには防疫部会が設置されております。ＣＳＦに関する勉強会や講習会などを自主的に開催するほか、ワクチンの接種などの要望などを積極的に行っている活動も行っております。

議員から先ほどお話のありました９月３０日には県と協力いたしまして、畜産農家を対象とした市内農場での発生を仮定したシミュレーションなどを行ったところでございます。

今後は、と畜場など流通を含めた総合的な訓練のほうを実施する予定であると聞いているところでございます。病気を発生させないことが大事でありますので、市といたしましても、速やかにワクチン接種ができるよう、関係機関のほうに働きをかけていく予定でございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） それでは、もしも発生した場合ですが、一日でも早く短期間に収束させるようお願いしたいと思います。

次に、万が一発生した養豚農家の豚に対しては、全頭殺処分されると思いますが、半径3キロ以内の近隣養豚農家、また半径10キロ以内の養豚農家の豚はどのようなことになるのか。また、豚の移動はどのようになるのかお伺いいたします。

○議長（向後悦世） 宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、豚の移動関係等というようなことで、まず、国が定めます豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づきまして、千葉県は発生農場を中心とした半径3キロメートル以内の区域を移動制限区域に、3キロから10キロメートル以内を搬出制限区域に設定いたします。この移動制限区域や搬出制限区域内にある農場のある農家は、豚や飼料などの移動が禁止または制限されることになります。まず、農場が移動制限区域内にある場合は、豚や飼料などの移動が一切できなくなります。搬出制限区域内にある場合は、同じ区域内での移動は可能ではありますが、それ以外の区域への移動ができなくなります。仮に市内で発生した場合、ほとんどの農場が搬出制限区域になり、また、近隣市町で発生した場合でも、市内農場への影響が想定されているところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） それでは、仮に市内で発生したら、ほとんどの農場が搬出制限区域内になり、大変な影響が想定されますので、指導のほうをよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、（2）野生イノシシの捕獲強化について再質問します。

捕獲した野生イノシシ60頭に対し、豚コレラウイルスのあるかないかを調べる検査を年内に行うとのことでありますが、市内でCSFに感染した野生イノシシが確認された場合、市としてはどのような対応をするのかお伺いいたします。

○議長（向後悦世） 宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 国の豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づきまして、県の対応といたしまして、野生イノシシを確保した地点の消毒、またその地点から半径10キロメートル以内にある農場への立入検査、飼養豚の死亡状況などの定期報告の指示や、状況に応じて豚や飼料などの移動制限などを実施することになっております。市の対応といたしましては、県が実施する防疫作業に協力するということになります。

以上です。

○議長（向後悦世） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） それでは、続きまして、野生イノシシのすみかと思われる山林や耕作放棄地、特に谷津田の田んぼの荒廃地の整備、点検などはどのように考えているのか伺いたします。

○議長（向後悦世） 宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） まず、谷津田の荒廃地の整備というようなことでございますが、草木が繁茂した谷津の耕作放棄地がすみかとなっているのは認知しているところでございます。そういったところではございますが、市では耕作放棄地を解消して営農する農家の方へ、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金等の補助金の活用を今まで行ってきました。そういった状況ですが、荒廃状況が進んだ谷津の田んぼのほうでは、小区画の上、周りの斜面の山林、そういった所が雑木で覆われまして日照不足が生じるような状況になっているところでございます。そういった営農条件が整わないため取り組む方も少ないのが現状でございます。

営農が伴わなくても地域や団体で耕作放棄地の解消といった、草の刈り払いなどをしたり予防対策を行ったりすると助成する制度もありますので、そういった制度のほうを周知を図りまして、取り組む団体が多くなるよう、そういった事業の周知を図っていきたいと考えているところでございます。

○議長（向後悦世） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） 今、答弁の中で助成制度があるということですので、ぜひ農家の皆さんにご指導のほうよろしく願いいたします。

次に、感染イノシシが12県で1,200頭を超えたということで、農水省はこの春から豚に先駆けてイノシシの経口ワクチンを埋設し、野生イノシシが域外の未発生地域に豚コレラウイルスを拡散するのを防ぐために、豚コレラの発生地域を取り囲む経口ワクチンベルトにも着手しましたが、しかし経口ワクチンベルトの効果は未知数である上、ベルトの域外でも野生イノシシの感染が見つかるということですが、県、市は経口ワクチンの埋設は考えているのか伺いたします。

○議長（向後悦世） 宮内保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 経口ワクチンの埋設等につきましては、国のワクチンベルトの考え方に基きまして、都道府県が実施するということになっております。千葉県の方では

現在、この考え方によりまして埋設等は実施しておりませんが、今後の対応について県に確認したところ、感染したイノシシの発見地域がさらに拡大するような場合には、経口ワクチンの埋設について検討する必要があるとの回答でございました。今のところまだ明確には回答を得ていないところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） 経口ワクチンは埋設も早く検討する必要があると思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

続いて、（3）埋設不可能な地域への対策については、よく理解できました。県有地などの共有地への検討をお願いいたします。

それでは次に、発生した養豚場の豚が食肉公社内に持ち込まれた場合、公社内にある豚や牛などはどのような処分をされるものなのかお伺いいたします。

○議長（向後悦世） 宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 基本的には発生農場から豚が持ち込まれることはありませんが、時間的なタイミングで食肉公社に持ち込まれた後に、その農場でCSFが確認、判明した場合、その豚は疑似患畜となるため殺処分になります。また、ほかの豚の係留所等でこの疑似患畜と接触があったと県のほうが判断した場合は、同様にその豚も疑似患畜となるため殺処分されるものでございます。

殺処分後の処理につきましては、他の農場と同様に埋却処分、または移動式のレンダリング装置による破碎処理等が行われるようになると考えられます。

以上です。

○議長（向後悦世） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） よく分かりました。基本的には発生農場から豚が持ち込まれることがないということですので、安心しました。

それでは、続きまして、銚子沖の洋上風力発電について再質問いたします。

（1）漁業関係者や海匠漁業協同組合との協議はどのようになっているのかは、組合員の理解がまだ十分ではないようですので、市として漁業関係者の意向を最優先に今後も意思の疎通を図りながら協議を進めてもらいたいと思います。

それでは、第1回の協議会の中での説明では、促進地域は銚子沖が中心で旭区域はあまり

ないようであります、今後どのように進んでいくのかお伺いいたします。

○議長（向後悦世） 宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 本年7月に選定されました有望な区域は銚子沖であります、海域の市町村境界は確定しておりません。したがって、その有望な区域に旭区域が入っているかどうかは、現時点では不明であります。今後、銚子市との協議により境界確定を行うことになると考えられます。

以上です。

○議長（向後悦世） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） よく分かりました。

それでは、旭区域にも促進区域が決定した場合は、漁業関係者や海匝漁業協同組合との補償についての協議が行われるかとは思いますが、旭市に対する固定資産税は1基当たりどのぐらいになるものなのかお伺いいたします。

○議長（向後悦世） 宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 固定資産税につきましては、設置される風車の規模や構造等による変動要因が大変大きくございます。まだ日本において大規模な洋上風力発電施設の事例がないため、1基当たりの具体的な金額は現在のところ算定できておりません。

これは全く参考になるんですけれども、地上の風力発電の場合の固定資産税の一例を申し上げますと、1基当たり耐用年数の17年間の合計で約2,900万円という試算が出ております。ただし、この2,900万円の増収に対して、その固定資産増収分の75%が普通交付税の減額となって影響してまいります。

以上です。

○議長（向後悦世） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） 分かりました。

それでは、次の質問に入ります。9月9日の台風15号によって、飯岡地区に設置してある風力発電機の5基のうち1基の羽根が折れる事故がありました。想定外の強風が吹いたと思われませんが、洋上風力発電では陸上よりも強い風が吹くものと考えられます。安全性はどうかお伺いいたします。

○議長（向後悦世） 宮内保議員の4回目の質問に対して、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 現在、銚子沖に設置してある実証機がございます。これが今年の台風15号の最大瞬間風速49.5メートルでも事故がなかったという実績はございます。この実証機の強風に対する安全性の設計条件は、風速70メートルに耐え得るものとなっております。その他、銚子沖にあります実証機では、強風のほかに高波、地震、津波に対する実証研究も行っているところでございます。また、日々の点検等のメンテナンスも十分に行われるものと思われますので、安全性については心配はないかと考えております。

以上です。

○議長（向後悦世） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） 極力事故がないように、安全に努めてもらいたいと思います。

続いて、（2）屏風ヶ浦の背景と環境については、よく理解できました。少しでも集客効果や経済波及効果を期待いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは最後に、第1回目の協議会が開催されて20日間ぐらいでありますので、調査不足ではないかと思われませんが、今後よい方向で前向きに取り組んでももらいたいと思います。

○議長（向後悦世） 宮内保議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 1分

再開 午前11時15分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 林 晴 道

○議長（向後悦世） 続いて、林晴道議員、ご登壇願います。

（4番 林 晴道 登壇）

○4番（林 晴道） 皆さん、それに傍聴される方々、こんにちは。旭市議会、林晴道でございます。皆さんと貴重なお時間をともにし、一般質問を行います。

初めに、天皇陛下が内外に即位を宣言される即位礼正殿の儀が10月22日、皇居正殿でとり

行われました。陛下は、奈良時代から続く即位式に用いられるとされる高御座に立ち、国民の幸せと世界の平和を常に願い、国民に寄り添いながら、憲法にのっとり、日本国及び日本国民統合の象徴としての務めを果たすということを誓うと述べられました。

謹んで申し上げます。天皇陛下におかれましては、めでたく即位関連儀式を挙行され、心からお喜び申し上げます。お気持ちを伺い、深く感銘を受けるとともに、敬愛の念をいま一度新たにいたしました。

僕は心を新たに、平和で希望に満ちあふれ、誇りある旭市の輝かしい未来、旭市民が美しく心を寄せ合う中で文化が生まれ育つ時代をつくり上げていくため、最善の努力を尽くす次第でございます。

ここに令和の世の平安と皇室の弥栄をお祈り申し上げます。

さて、令和元年の台風15号、19号、そして記録的な豪雨により、本市では膨大な数の住宅破損、また広範囲で長期にわたる停電や断水など、これまでにない被害が発生しました。被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、当日の暴風雨の恐怖や停電の影響などにより、体調不良や今なお厳しい復旧作業の続く方々は、決して無理をせず体調の管理には十分お気をつけください。

また、本市消防関係者をはじめ自衛隊など、防災関係機関の皆様、避難所や鳴りやまぬ電話の対応、災害復旧に当たった職員各位、さらには多くの企業、団体、ボランティアの皆様には多大なるご支援を賜り、改めて感謝、お礼申し上げます。

市民の皆さん、災害からの復旧、復興に向けて、地域の力、地域のきずなでこの困難とともに乗り越えてまいりましょう。

それでは、1項、台風被害の影響に関して質問をします。

(1) 被害状況について伺います。

本市は農畜産業の盛んな地域であり、その農業関係の状況は別途質問しますので、ここでは住宅関係や公共施設及び道路や土砂崩れなど、並びに停電被害の状況をお尋ねいたします。

同じく(2) 被災者支援について質問します。

被害ごみの関連は別途質問しますので、ここでは人的被害や避難所の運営、それに被災者の体調管理の体制と罹災、被災証明の発行やブルーシートの取り扱い状況を伺います。

同じく(3) 農畜産物の支援について質問をします。

本市は、農林水産省公表の市町村別農業産出額において全国5位を誇る、大変農畜産の盛んな地域です。その風水害について、農水省は被災された農業者が早期に経営が再開できる

よう、総合的な対策を講じると、そのようにしています。そこで、農水産物やその施設、それに畜産物やその施設の被害状況と被災した農家への支援内容を伺います。

同じく（４）災害廃棄物の処理について質問をします。

災害により発生した廃棄物のうち、破損した住居家屋や公共建物、それに道路等の解体に伴って発生する一般廃棄物は、発生元の自治体が処理すべき廃棄物であります。また、避難所から出る生活ごみも被災廃棄物として自治体で処理しなければなりません。このような大規模災害発生時の災害廃棄物対策にかかわる行動指針の状況を伺います。

同じく（５）防災と復旧について質問いたします。

本市では、災害対策基本法の規定に基づき、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、地域防災計画を策定しています。そこで、今回の災害に対して、地域防災計画に基づき、総合的かつ計画的な体制をとることができたのか伺います。

次に、２項、嚶鳴小学校区の水害に関して質問をします。

僕はこの地域の排水路に詳しい先輩方に話を伺い、半年かけて全水路を歩き調査いたしました。そこで、この地域は広域農道に向かい排水勾配がとられており、途中の総堀線が高くなっていることに加え、排水路の不備により多くの箇所で水害が発生していることが分かりました。これを議会で定期的に取り上げ、市長、執行部と認識共有はできているはずです。そんな中、令和元年の台風15、19号と10月25日の記録的な大雨がありました。

それでは、（１）排水路の未整備に伴う被害についての詳細を伺います。

続いて３項、市民体育祭の区長アンケート実施に関して質問します。

本市では、広く市民の意見を吸収し市政に反映させるために、アンケート調査を実施しております。そこで、定例会において、参加者の選考を区長に丸投げしている等の理由から、地域の区長会から開催を猛反対され、毎年のようにけが人を出し続ける市民体育祭に関し、本年度の市内156区区長全てに無記名で次期開催に関するアンケート調査を行い、その結果を尊重していただけないか伺いました。

それでは、（１）明智市長のアンケートに対する考えについて見識を求めます。

まず、これまで市長就任以来実施してきた各アンケート結果について、市長はどのように捉え、市政運営に反映させてきたのか。

次に、これまで多くの意見が寄せられたにもかかわらず、強硬に開催を続けてきた市民体育祭に関し、区長等に対するアンケート調査を定例会で提案しても実施しない明確な理由と、最後に明智市長は区長からのご意見、ご要望をどのように捉えようとし、それを市政運営に

反映させているのか。この3点、この際区長などにも分かるようにご教示願います。

以上、3項目7点の質問を、旭市の未来のため、市民に選んでいただいた感謝の気持ちを込めて、市民の命と暮らしが一番との観点で行いました。執行部においては、若者や高齢者が理解できるような簡潔明瞭な答弁に努めるよう、お願いいたします。

僕はこの旭市をよくしたいと本気で思っています。次年度の予算編成も大詰めだと思いますが、常に他者の意見を吸収し公平に判断して、地方自治の本質に基づき、能率的な行政を行うとともに、主権者たる市民に対しては十分な説明と市民中心の行財政運営であるよう、強く求めます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 林晴道議員の一般質問に、私のほうから3番目のアンケートに対する考え方ということでお答えをしたいと思います。

その前に、この市民体育祭の存続か否かという部分でありますけれども、市民体育祭、導入をした大きな要素、目的、それはもう何回も林議員にも説明をしておりますし、これまで議会でも数多く説明をしてまいりました。目標、基本的にはやはり合併して1市3町、15学区、小学校学区、それが一体感を持てるような、そんなような状況をつくりたい、そのような思いで、私の市長選のときの大きな公約でありましたので、ずっと実施をさせていただいたところであります。

今、非常に災害が多くなってきているわけでありまして、自助、共助、そこのところもしっかりと地域の結びつき、隣組との結びつき、そういったものもしっかりしていかなければならない時代になってきたのではないかな。とかく言われるように、地域間そして人間関係が希薄化されているような状況、そういったものはやはり一堂に会して選手の皆さん方が会うということに、それが克服されるのではないかなと、そんなような思いで市民体育祭を開催してきたところであります。

ただ、最初のころは区長に大変なお骨折りをおかけしたという部分もありますけれども、次第次第に実行委員会を形成しておりまして、実行委員会がその体育祭を実施していただくということになっておりまして、その中で区長も各地区の代表者が4人実行委員会に出ているわけでありまして。その区長から特別な拒否といいたいまいしょうか、反応はいただけない、区長に丸投げというような状況は徐々に解消しつつあるわけでありまして、そのことも十分納得

して理解していただかなければならないことだと思います。

実行委員会のいろんなこれまでの会合の中で、担当のほうから後で説明させますけれども、そういった、今、区長に丸投げという状況ではないわけでありまして、実情をよく把握していただきたい、そのように思っているところであります。

実施したアンケートといいましょうか、これまで実施したアンケートでありますけれども、それはいろんな新しい計画や新しい改革、そういったものを進めるために、各課で、担当の課で必要に応じてアンケートをしているところでありまして、そのアンケートの結果については十分反映をさせていただいているところでありまして、市民の動向、方向性、そういったものは十分に参考にさせていただいて計画を作っているところでありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

そしてまた多くの意見が寄せられたということでもありますけれども、私の耳には各区長から、反対だという意見を聞いたことは、一人か二人であります。そういった部分で、ほぼ、区長は1年に1回交代するわけでありまして、だいたいの区長が。そういった中で、特に反対をするというような部分はあまり聞いておりませんので、そのところも理解いただきたい。区長にいろんな面で、その事業を遂行するに当たりましての要望は聞いておりますけれども、その要望はなるべく実行委員会に取り上げていただきながら改善してきているところでありますので、ご理解をいただきたいと、そのように思います。

以上です。

○議長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私からは大きな1番、台風被害の中で（1）の被害状況と（2）の被災者支援についてまずお答えをいたします。

（1）の被害状況についてでございます。台風ごとにお答えしてまいりたいと思います。

まず、台風15号についての被害でございますが、11月末現在で取りまとめた数字で申し上げます。

住宅の被害としましては、全壊が2棟、半壊が4棟、一部損壊が2,255棟ございました。内容としては、屋根の損壊ですとか壁の損壊、こういったものが多い状況でございました。

公共施設につきましては、たくさんの所で被害を受けました。庁舎をはじめまして、学校ですとか保育所、その他の公共施設についても被害を多く受けているところでございます。市営住宅も被害を受けているところでございます。

道路の被害につきましては、倒木が92件、のり面や路肩の崩落が5件、そのほか通行止め

に一時なった場所が2か所ございました。

土砂崩れにつきましては、幸いなことに報告は受けておりません。

最後に停電でございますが、これが一番大きな問題になった部分でございます。東京電力の発表では、9月9日から16日までという形での発表になっております。最大では1万9,100軒が停電というふうに伺っておりますが、隠れ停電という言葉を私、今回初めて聞きましたけれども、個別の家庭の引き込み線については最後まで復旧できないということで、21日ぐらいまで続いたのではないかなと考えております。

次に、台風19号について申し上げます。これも11月末現在の数字で申し上げます。

住宅の被害は、一部損壊が20棟。

公共施設もやはり雨漏り等でだいぶございました。

道路の被害は、倒木が3件、のり面や路肩の崩落は2件ございました。

土砂崩れについては、19号のときも報告は受けておりません。

やはり19号でも停電が発生しました。2日間で12日から13日までで、最大の時期としては7,700軒が停電となりました。

最後に、10月25日の大雨についてお答えいたします。これも11月末現在ということでお答えをいたします。

住宅の被害としましては、床下浸水が4件です。

公共施設についても、雨漏り等のやはり被害がございました。

道路の被害としては、やはり倒木が2件、のり面や路肩の崩落で21件、通行止めがこの時は5か所発生いたしました。道路の冠水も多くて32か所が道路の冠水被害というふうになりました。

土砂崩れについては、報告は受けておりません。

被害状況については以上です。

次に、(2)の被災者支援についてお答えいたします。

まず、15号の人的被害でございますが、これも11月末現在でございます。重傷者が1名、軽傷者が4名、合わせて5名という状況でございます。このうちの重傷者1名の方につきましては、当初は軽傷者として記録していたところですが、症状が悪化いたしまして、治療期間が1か月以上経過したということから、重傷者ということで振り替えとなったものでございます。

続いて台風19号についてです。こちらでは人的な被害の報告は受けておりません。

最後、10月25日の大雨、このときには軽傷者が1名という報告を受けているところでございます。

それと、避難所の運営についてのご質問もございました。

避難所の運営につきましては、避難所の開設を行った後、その避難といいますか、災害の状況によりまして開設避難所を決定して運営をしたところでございます。避難所に従事する職員につきましては、あらかじめ担当課を割り振りまして、その中で2名に従事する職員として出していただきまして、避難所の運営に当たっていただきました。

さらに、避難する方々を避難所の従事職員につきましては、名簿で作成してもらいまして、総務課のほうに報告をいただいております。

また、その中で支援が必要な人につきましては、避難のために避難所にお越しいただいたときに把握していた状況もございます。退所した場合には、当然また連絡もいただいております。

避難している人の中で、例えば具合が悪くなったですとか、容体が少し芳しくないという人につきましては、部屋を別の所に移しまして、医療機関に受診を促すなど、そういった対応もとったところでございます。

それと、ブルーシートについてのご質問もございました。

ブルーシートにつきましては、五月雨式にと申しますか、全部で7,000枚を配布したところでございます。備蓄が少なかったもので、県ですとか国とかに要請いたしまして、市へ送られてきたのを受けて、その都度、防災無線でお知らせして、配布をしたところでございます。1軒当たり3枚という限定で行ったところでございます。たくさんの方にお越しいただいて、こちらから配布したところでございます。

それと、ブルーシートを自分で張れないという方のために支援ということで、自衛隊にもご協力をいただきました。ただ、自衛隊が協力できるのは、ご高齢の方、あるいは障害のある方ということで、限定した形での支援ということで、条件つきでの旭市への派遣でございましたので、自衛隊が張った軒数につきましては80軒ということで、7,000枚配った中ではそんなには自衛隊のほうで張ることはできなかったのかなと思っております。

それと、(5)のところでございます。地域防災計画と申しますか、それに基づいた計画的に体制ができたのかというご質問について、私のほうから答えさせていただきたいと思っております。

結論から申しますと、今回、しっかりと対応できたのではないかなと思っております。災

害対策本部は、15号のときには、確かに設置することはできませんでしたが、災害対策本部に代わるような形での連絡会議も設置しまして、きめ細かく情報のやりとりも行いましたし、市長とも連絡をきちんと密にとって……

(発言する人あり)

○総務課長（伊藤憲治） 失礼しました。私としてはきちんと対応できたのではないかなと思っております。

以上です。

○議長（向後悦世） 税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 税務課のほうでは、人的被害の被災者支援について、罹災・被災証明書の発行状況ということでお答えさせていただきます。

罹災・被災証明書の受け付けを災害発生直後の9月9日から開始しました。申請件数が大幅に増加しましたので、このため平日の業務に加え、21日から23日、28日から29日の5日間、休日窓口の開設で対応いたしました。また、証明書の発行につきましては、通常1週間程度かかる場所なんですけれども、現地確認が必要なものを除き翌日の発行で対応し、災害発生から1か月経過した10月10日からは、証明書の発行を窓口交付から郵便に変更させてもらっております。

先ほどの証明書の発行件数ですが、先ほど総務課長のほうから申したとおり、罹災証明書につきましては全壊が2件、半壊が4件、一部損壊が2,275件、計で2,281件、被災証明書に関しましては1,452件、合計で3,733件の証明書を発行してございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、農畜産物の被害状況につきましてご回答申し上げます。品目等、かなり多岐にわたるものですから、概要について回答させていただきます。

まず、9月9日発生 of 台風15号につきましては、農産物が17品目で3億5,927万円、停電被害農作物が4品目で3,672万円です。畜産物につきましては、豚、牛、鶏、生乳、鶏卵等で4,400万1,000円でございます。農業関連施設のほうは369件で、主にビニールハウス等になりまして13億8,305万8,000円でございます。畜産関係施設のほうにつきましては99件ございまして、鶏舎、豚舎、牛舎等で3億1,500万4,000円でございます。合わせまして、合計で21億3,805万3,000円でございます。

10月12日に発生しました台風19号のほうは、農産物が11品目で8,283万5,000円です。畜産

物は16万5,000円、農業関連施設のほうが5件、ビニールハウス等がございまして231万8,000円で、合計で8,531万8,000円となっております。

次に、被災した農家への支援について申し上げます。

まず、露地野菜等につきましては、千葉県災害対策資金等の貸付事業の支援が行われております。また、種子、種苗、培地、水耕栽培ですね、そういったものを新たに購入した場合には、国の持続的生産強化対策事業、産地緊急支援事業等が予定されているところでございます。

畜産・酪農関係では、乳牛の治療や繁殖用雌牛、繁殖用雌豚の導入費用等について、国の畜産経営災害総合対策緊急支援事業が発令されておりました、そういった支援が行われております。また、乳牛、繁殖豚、採卵鶏を導入した場合には、県の緊急導入支援事業による支援等も予定されております。

畜舎やビニールハウスなど施設に関する修繕、再建築等は国の強い農業・担い手づくり総合支援交付金で被災農業者支援型の事業等が現在ございまして、そういったものに向けて手続きを進めているところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 環境課長。

○環境課長（木内正樹） それでは、私のほうからは、大きな1番の（4）で、災害廃棄物の行動指針についてお答えいたします。

災害廃棄物を適切かつ円滑、迅速に処理するため、来年度災害廃棄物処理計画を策定する予定となっております。行動指針については、この計画に基づき、災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害廃棄物の処理に当たりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、私からは大きな2番でございます、嚶鳴小学校の水害に関してということで、（1）の排水路の未整備に伴う被災についてでございます。

台風15号、19号、10月25日夕方の雨につきまして、冠水の被害の詳細状況はということでございました。

それでは、旭市全体で申し上げますと、まず台風15号、19号では、一時的な集中豪雨の時間帯はございましたが、冠水被害につきましては確認しておりません。10月25日夕方の大雨につきましては、旭地域16件、海上地域10件、飯岡地域1件、干潟地域5件に関する冠水の

通報や情報提供あるいはパトロールで確認をしております。

そのうち嚶鳴小学校区内では、県道飯岡停車場線の広原交差点、セブン-イレブンが建っている所から、飯岡バイパスまでの区間と、後草区の総堀線南側から高生川へ流下する区域の市道6路線について冠水被害の状況を確認してございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、1項の台風被害の影響に関してから、順次再質問を何点か行います。

まず、（1）の被害状況についてであります。本市では1か月半という短い期間に台風15号に続き19号、それから10月25日の記録的な大雨と、3度の大災害に見舞われ、市内全域において倒木、家屋の損壊等被害が発生し、さらに大規模な停電により避難所での生活を余儀なくされるなど、市民生活に深刻な影響が生じました。

先ほどの答弁で被害の全貌が把握できましたが、僕自身、防災士として行動していた際、特に消防機関の出動は最前線に立ち、毅然と任務を遂行する姿、これを多く目の当たりにし、復旧に対する意欲がかき立てられ、勇気をもらい、自身、行動することができました。

そこで、消防関係機関の活動内容やその実績の詳細をお聞かせください。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（川口和昭） それでは、ご質問に回答させていただきます。

まず、消防関係機関の活動内容と実績、これの詳細についてということでございますが、消防関係機関、こちらの活動内容といたしましては、広報による警戒、そして巡視、避難誘導、そして倒木や飛散物、電線など、道路障害物の撤去と安全管理、また冠水地区の排水作業など多岐にわたりました。

まず消防本部の実績詳細といたしましては、台風15号では、先ほど申しました作業などに対応した件数といたしまして98件、活動人員は延べ362人、総活動時間は約85時間でございます。

台風19号では、対応件数18件、活動人員延べ64人、総活動時間は24時間でございます。

そして、10月25日の大雨では、対応件数17件、活動人員延べ65人、総活動時間は約19時間でございます。

次に、消防団の実績詳細であります。台風15号では、対応した件数が171件、活動人員

は延べ1,072人、ここでは広報活動94時間以外、時間の記録はございません。

続きまして、台風19号では、対応した件数74件、活動人員は延べ988人、ここでも広報活動94時間以外、時間の記録はございません。

10月25日の大雨では、対応した件数8件、活動人員は61人、活動時間といたしましては14時間でございます。

以上のように、対応した件数が非常に多く、活動時間も長時間にわたりました。地元消防団員の皆さんの協力を得まして災害活動をしております。

以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、この被害により、税収に与える影響額、これ確認のため、少額であっても具体的な詳細を伺います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） ただいまの被害による税収の被害状況ということなんですけれども、これから雑損控除等について説明会等を行いまして、それにより申告を受け付けます。それにより、農業所得あるいは住民税所得の控除等が決まりますので、それが出ないと概算が出ませんので、よろしくお願いします。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 同じく（2）の被災者支援についての質問に移ります。

先ほどの答弁によって、甚大な被害がはっきり数字でも分かることができましたが、一つちょっと詳しく伺いたい部分がありまして、被災者の体調管理の体制というのが、非常に今薄かったなと思うので、うちには健康管理課がございますので、しっかりとした、市民に対して管理の体制がとれているよという部分があるかと思っておりますので、お伺いしたいと、そのように思います。

あと、具体的な支援内容として、見舞金、それから義援金などの寄附金の受け付け状況、それから支援物資などを受理、不受理としたその実態を伺います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） それでは、健康管理課の対応ということでご質問がございましたので、私のほうからその点に対してお答えしたいと思います。

まず、健康管理課の役割の一つとしまして、災害時には救護班として行動するという任務がございます。また、避難生活が長期に及ぶ場合や、多数けが人が発生した場合などは、一時的な応急処置の場としまして、救護所を設置する場合もございます。

今回の台風時におきましては、幸い避難所の開設期間が短かったため、救護所は設置しませんでした。避難所に対しまして消毒液やマスクの設置を行いまして、感染症の予防対策に努めると同時に避難所への巡回を行いまして、避難者の体調管理に心がけた次第でございます。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、支援金、義援金等の受入態勢について申し上げます。

まず、支援金と義援金ですけれども、一般的に支援金とは自分が応援したい団体を選んで寄附をし、被災地の団体の支援活動に役立ててもらおうとするもので、一方義援金とは、被災者にお悔やみや応援の気持ちを込めて直接届けられるものとなっております。

旭市におきましては、支援金として台風被害に対する寄附金の募集を行っており、義援金につきましては、別途日本赤十字社、共同募金会、千葉県において受け付けをしているところでございます。

旭市の支援金の受け付け方法ですけれども、市役所窓口で直接受け付ける方法と、今回ふるさと納税のポータルサイトを開設しまして、そのサイトを通じて寄附金を受納する方法もっております。

ふるさと納税による受け付けにつきましては、台風15号による災害発生の日後から災害支援専用のふるさと納税ポータルサイトで寄附金の受け付けを開始しました。通常のふるさと納税ですと、いただいた寄附金の3割以内の返礼品を寄附者に送付するところですが、この災害用のふるさと納税ポータルサイトによる受け付けは返礼品を送らず、寄附いただいた寄附金の全てを、多少の手数料の引きはあるんですが、災害支援のために活用できるよう募集しているものでございます。ただし、寄附者は税金の控除をふるさと納税と同様に受けられることとなっております。

ちなみに、ふるさと納税による寄附金の受納状況は、ちょっと時点が古いですが、10月31日現在、211件306万7,927円となっております。

以上です。

○議長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私からは、支援を受けた物資の関係についてお答えをいたします。

ご質問の中で、受理したもの、あるいは不受理としたものというようお願い合わせがございました。

台風15号におきましては、個人の方あるいは事業者、自治体など、たくさんの方から物資の支援をいただいたところでございます。ご支援いただきました物資につきましては、内容で見ますと、食料あるいは飲料水、こういったものが多くございました。中にはブルーシートというものもございました。こうしたものは、避難所でありがたく使わせていただいたものもございますし、ブルーシートは被災者へお配りするというような形で使わせていただきました。

支援ということでいえば、避難所において炊き出しをしていただいた方もございました。飲食店の方がラーメンをとということで聞いております。

それと、不受理としたものでございますが、9月末になりまして、ブルーシートを寄贈するという打診がございました。これについては、お断りをいたしました。と申しますのは、この時期にはもう既に市場にブルーシートが購入できるように出回っておりましたので、市から配布するということは必要ないということで、丁重にお断りしたものでございます。

私からは以上です。

○議長（向後悦世） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時 0分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き林晴道議員の一般質問を行います。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、午前中に続いて再度質問を続けたいと思いますが、先ほど、1項の台風被害の影響に関しての（2）ですか、被災者支援についての質問からでありますけれども、寄附金に対する財政的な面でお伺いしたいのが、具体的な収入と支出に対する財政面での取り扱いについてと、物資のほうですね、受理と不受理の内容を聞きましたが、そのうち受理したものの中で、活用と、またはちょっと使いづらいなというものの実態がある

ようでしたら伺いしたいと思います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 寄附による支援金の使い方ということでよろしいでしょうか。

（発言する人あり）

○企画政策課長（小倉直志） 収入……

（発言する人あり）

○企画政策課長（小倉直志） はい。収入、先ほど申し上げましたとおり300万円ちょっと寄附金として10月末現在で入っております。

この使い道につきましては、充当先につきましては今検討中でございます。具体的に、被災者のためになるような使い方をしたいとは考えております。例えば、市の公の施設の修繕等に充てるのではなくて、被災者のためになるような使い方ということで、今現在、検討中でございます。

○議長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私からは、支援を受けた物資の中で活用しづらいものということでお答えいたします。

今回の一連の台風あるいは大雨のときに支援をいただいた物資の中では、活用しづらいというものはございませんでした。こういったものは活用しづらいということを仮に申し上げるとすれば、例えば古着ですとか、家電製品で中古のものですとか、期限がはっきりしないような食料品、日持ちのしないもの、こういったものはちょっといただいてもなかなか活用は難しいかなと思っております。

最初に戻りますけれども、今回いただいたものは食料品ですとかブルーシートですとか、そのほか全部活用できるものを頂戴いたしましたので、非常にありがたいという状況でございました。

以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 最後、ブルーシートの状況をちょっと確認したいんですが、答弁でなかなか納得しづらい面がありました。時期的に使わなくなったから断ったというような話もありましたし、それに最初の答弁では、備蓄が少なかったためというような話もありました。

今回、一時的に在庫がなくなり、配布が滞った時期があったようですね。しかし、寄贈の

打診があったブルーシートを、現在のところ間に合っているというような理由で不受理としています。当時は、いつまた必要となるかも分からない状況で、受理して保存しておくべきではなかったのかなというふうに考えるんですが、寄贈者への配慮も欠いていないか心配でありますので、担当課の見識を伺います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） ブルーシートにつきましては、市で備蓄しているものが100枚という状況でしたので、今回の台風で屋根がだいぶやられたという中で、すぐに配れないという状況がございました。そうした中で、県や国に打診しましたところ、少し分けてもらえると思いますか、そういうのがございましたので、五月雨式にそれを受理いたしまして、届くたびに防災無線で放送して市民の皆様に提供したところでございます。

その実際としましては、9月12日から配ったわけですが、配り始めますとすぐなくなって、また既に供給についての依頼をしておりましたが、届くたびに、その次は13日、15日、16日というふうに五月雨式に配ったという状況がございました。それは実際のところでございます。

それと、提供について打診があったけれども断ったということを回答申し上げました。それが9月末でございましたので、7,000枚既に配っておりまして、その後、要望というのが市に寄せられていなかったという状況の中で、あるいは市場の中でも既にブルーシートが店舗に備えられているということを確認いたしておりましたので断ったという経緯がございします。もちろん、最初に提供を申し出ていただいた方については、丁重に申し上げましてお断りをしたところですが、ご納得をいただいたところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、同じく（3）のほうに移りますが、農畜産物の支援についての質問、大規模な農業被害であるということは分かりました。本市の基幹産業である農業の復旧は急務であります。

そこで、施設が被災した農家への補助事業の内容と、受け付け状況及び被災した施設の種類並びに本市の農畜産に関する予算の対応は迅速かつ的確にとれているのか伺います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、農畜産物の関係の補助事業の内容と受け付け状況、また予算の迅速的確な対応についてお答え申し上げます。

まず、補助事業の内容になりますが、修繕等を行う農家の負担が10分の1以下になるよう、国の補助事業、強い農業担い手づくり総合支援交付金（被災者農業者支援型）に、県と市の上乗せをいたしまして支援を予定しております。

補助金の内訳は、農家が園芸施設共済に加入しているか、未加入かによって国・県の補助額が変わるような仕組みになっております。

まず、施設共済のほう加入者の場合は、国のほうが10分の3から10分の5になります。また、県のほうも10分の2から10分の4ということで、共済金の補助額に応じまして国・県のほうの割合が変わってくるというようなことでございます。市のほうは10分の2、被災農家が10分の1の負担というようなことであります。

施設共済未加入の方につきましては、国が10分の3、県が10分の4、市が10分の2、被災農家10分の1と、そういったような形になります。

あと、次の補助事業の受け付け状況になりますが、11月末現在の受け付け件数は511経営体、施設数は1,495施設になっております。施設の主な内訳は、パイプハウスが525施設、鉄骨ハウスが434施設で、農業用施設等91施設、畜産施設が171施設、その他が274施設となっております。施設の割合は、パイプハウスが35%、鉄骨ハウスが29%、農業用倉庫が6%、畜産施設が12%、その他18%と、そういった状況でございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

（発言する人あり）

○議長（向後悦世） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 1点、回答漏れがありました、すみません。

予算は、迅速適正に対応できるのかという点でございます。申し訳ございません。

予算につきましては、今回、議案第25号の専決処分の承認をいただくものでありますが、そちらは、台風被害を受けたビニールハウス等の農業用施設や畜産施設の復旧に対しまして3億8,679万8,000円を計上しております。そのうち、国の補助事業が1億6,500万円、県が1億1,000万円、市の単独は1億1,179万8,000円となっています。これは9月末現在の被災状況で対応したものでありまして、予算の内容等につきましては議案質疑でも回答しましたがけれども、昨年の台風24号に準じまして国から示される前に早期に予算の要求をしたもので

ございまして、それによりまして早速申請に係る手続きができるよう準備を進めたところでございます。

以上でございます。すみません。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 担当課におかれては、農業経営者の数だとか、その施設の数、それに施設の種類が多岐にわたる中、さらには各補助事業の財源が違うなど、大変難しく複雑な内容の中、業務に当たられておりまして、本当にありがとうございます。しかしながら、まだまだ道半ばであり、国や県、担当職員一丸となって復旧に努めてもらわなければなりません。

そこで、今、農業者では何が困っているのか、その対応はどの程度であるのか、把握している範囲で伺います。また、担当課として現在や今後の支援に対し、何か問題点等で気づいたようなことなどがありましたら、その意見をお知らせいただきたいと思います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、まず、農家が困っていることにつきましては、当初、市の災害ごみのほうの関係の受け入れで、被災したビニールハウスや畜舎などのアスベストを含む事業用のスレートとかそういったものが受け入れができなかったため、農家からいろいろ多く要望があったところでございます。その後、国のほうの新たな支援が発表されて、被災した農業用ビニールについても市のほうで処理ができるような形になったところでございます。

今後は、市内に集積場所を確保した後、農業用廃プラスチック同様、ビニールの処理のほうを環境課と進めていくような予定となっております。

また、畜舎の解体等に伴いまして大量に排出されるアスベストを含む事業用スレートについては、かなり大量であるというようなことで、市では受け入れしておりませんが、畜産農家が自費で撤去または処分した場合には、先ほど申し上げました国の補助事業のほうで、被災者農業者支援型のほうで撤去処分等により定額の補助が受けられるような仕組みになっているようなことで、その辺で農家のほうが一時的にすぐ処理ができなかったと、そういった問題があったところでございます。

あと、国・県・市で支援を進める上での問題点としまして、まず、通常、我々農水産課のほうで行っています農業の振興に関係することの業務に加えまして、今回の災害の対応が入ってきたというようなことが、通常の事務以外のことでちょっとマンパワーの不足といいま

すか、職員のほうが一時的に不足が生じているのかなというようなことで課題となっています。そういったところ、千葉県の方の支援がありまして、海匠農業事務所のほうより一日当たり職員のほうを3名から5名派遣をいただいております、今、農家との個別相談をしながら補助金の関係する事務のほうを進めているところでございます。

今後、締め切りが近づいてきた中で、またそういったものが対応できない場合には、庁内各課の方からの応援をお願いして対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） よく分かりました。

同じく、（4）の災害廃棄物の処理についての質問に移ります。

先ほどは、行動指針状況ということで伺いましたが、非常に薄い行動指針であるなと思って驚いたところであります。でありますので、ちょっと細かく何点か確認しながら質問を続けたいと思うんですが、まず、災害ごみの置き場をなぜ仁玉スポーツ広場としたのか、その選定基準と、ごみ焼却施設、それから最終処分場を広域事業で今後行いますけれども、地震や風水害で大量に発生する災害廃棄物の広域処理に向けて、設定ができていないものとは何か、また、設定できていない要因と、加えて市内の災害廃棄物の処理が困難になった場合は、どのように備えているのかを伺います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（木内正樹） それでは、お答えいたします。

まず初めに仮置き場の選定基準でございますけれども、前回、津波の災害がございまして、その時に仮置き場の選定をした経緯がございました。その経緯を踏まえまして今回、仁玉スポーツ広場に決定したものでございます。

また、次に、広域化になりますことで、広域ごみの処理についてですが、申し訳ございませんが、現在、広域化についてそのごみをどのようにするかというのは、具体的にはまだ決まっておりません。来年度に災害廃棄物処理計画を旭市、ほかに銚子市、匝瑳市、両市も作る予定ですので、その際にいろいろ調整していきたいと思っております。

最後に、市内で出た災害廃棄物の処理ということでございますけれども、こちらについてですが、また来年度に作る災害廃棄物処理計画の中で詳しく検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） なかなか曖昧なところが多かったり、決まっていないということで答えられないのか、覚えていないのか、そういう部分が多いんですね。

じゃ、計画のほうに関してしっかり整えて進めていきたいと思うので、その観点から質問に移りますが、大規模災害で発生した災害ごみの処理について、各自治体が作成する計画、これが災害廃棄物処理計画といって、この計画は自治体が災害ごみの置き場を、仮置き場ですね、それを決めて、ごみの収集・運搬方法を盛り込むもので、本市では令和2年度に策定予定とのことであります。

しかし、このたび、過去に経験したことがないような被害をもたらした、災害時に発生した廃棄物処理については、市民の多くから要望もありました。この災害で得た教訓を糧として、計画の制定に当たっては、仮置き場の設置、それから関係業界との連携、それに近隣市町との協力体制ですか、それが重要であります。

今現在、災害廃棄物処理計画の中で、こちらで設定できているものと設定できていないもの、できていないとしたら、その要因についてを伺いたいと、そのように思います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（木内正樹） それでは、お答えいたします。

現在、災害廃棄物処理計画につきましては、市の防災計画の一部として規定されてございます。その中には、瓦れきの処理、粗大ごみの処理、生活ごみの処理、また瓦れきの処理の中には、仮置き場の幾つかの候補地の名前もございますが、またこちらのほうでは十分な計画ではございませんので、このため、来年度、災害廃棄物処理計画を作る予定です。

今、議員よりご意見いただきましたので、こちらの貴重なご意見を参考にしながら作っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） どうぞ、大切な問題なのでよろしくお願いしたいと思います。

頻発する豪雨災害、本市も平常時から大規模災害への備え、処理体制の構築が必要であります。仮置き場の設置だとか、広域による関係業界との連携、さまざまな課題を整理し、僕は、コンサルタントだとか専門家の意見を取り入れてもらいたいなど、そのように思います。

し、検討委員会等の設置、これも必要になるんじゃないかなと。その際は、市長に僕はお勧めであるということを再度お願いしたいと思いますけれども、最後に、この災害廃棄物処理計画の策定に取り組む明智市長の見解を求めます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 今回の災害で非常に問題点が洗い出されたと思いますので、そういった部分をしっかりと見詰めながら、防災計画でなくて廃棄物処理計画をしっかりと、別の冊子できちっと作っていききたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） よろしくをお願いします。

同じく、次は（5）防災と復旧についての質問に移りますが、今回の被害に対して、地域防災計画に基づいて総合的かつ計画的な体制をとることができたのかを再度確認させてもらいたいと思います。

今回の被害に対して、計画の修正だとか行いう考えもないのかも併せて、この旭市防災会議の会長である明智市長の見解を確認したいと、そのように思います。

また、防災と復旧に対して消防機関の取り組み、それから本市には自主防災組織がありますので、この台風被害の活動実績を伺いたいと思います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 地域防災計画の見直しということでありますけれども、それは今回の災害に当たって問題点、そういったものがあると思いますので、見直しをしながらつけ加えるか修正をするか、せつかくこういうすばらしいものがありますので、つけ加えるというような部分に取りあえずはしておきたいと、そのように考えているところであります。

それと、今回の災害に当たって、台風の対応に当たって、防災計画に沿った行動ができたのかどうかという部分でありますけれども、先ほど来から話がありましたように、少し遅れた部分、あるいは期待どおりにいかなかった部分、問題点かなりあるわけでありまして、そういった部分では少し反省すべきことはあると思いますけれども、前日から連絡会議、台風の襲来に伴いましての避難所の設置や、あるいは防災活動といいましょうか、啓蒙活動、そういったものもきちっと消防長、消防団長に伝えて事前の予防について、防災について周知していただくよう指示をしたところでありまして、そういった部分ではしっかり対応ができ

ているのではないかな、そのように思っているところでありまして、本当にいろんな面で、こんな大きな災害が三つ続いたということは、非常に今までにない事例でありますので、十分いろいろ反省をしながら、新たな防災計画につけ加えていきたいと、そしてまたマニュアルといいましょうか、その防災計画も非常にもうあるだけではやっぱり困るというようなこともありまして、職員にもしっかりとした防災計画を見てもらう、読んでもらう、そしてそれを頭に入れてもらうと、そんなこともこれからの職員の中にやっていきたいと、そのように思っているところでもありますので、よろしくお願いします。

○議長（向後悦世） 消防長。

○消防長（川口和昭） それでは、消防としての取り組みということでありますので、被災時の業務、これに関連したことでご報告させていただきます。

消防本部では、災害発生のおそれがある場合、気象情報を基に、ハザードマップ等に沿いまして、高潮警戒、土砂災害等に対する警戒広報、避難誘導等を実施しております。

災害発生時には、現場における迅速な救助、救急活動を行いまして二次災害の防止を図ります。また、その軽減ということで被害を軽減いたします。そして、負傷者などが発生した場合には、搬送を適切に行うことが任務でございます。

また、消防団は消防本部と情報を共有いたしまして、管轄する地元地区の広報活動、避難誘導、災害警戒等を実施していただきます。被災時ですけれども、消防団の業務では、災害の最盛期は安全確保上、活動を控えていただかなくてもなりません。しかし、業務上、風水害など事前の災害予防、警戒及び災害発生後における住民の避難誘導などが業務であるとお願ひしてあります。

以上です。

○議長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私からは、自主防災組織についてお答えいたします。

自主防災組織でございますが、現在、市内で活動している団体は、干潟小学校区内の五つの団体だけというのが実態でございます。

表面上の組織率といいますか、それは60%となっておりますが、実際に活動しているのは、その干潟小学校区内の5団体というところがございます。その団体が、今回の台風の時にどんな活動をしたのかということになってまいります。今回の台風の時に組織としての活動は残念ながらございませんでした。ただ、役員となっている方の中には、避難所を訪れて見ていられたという方があったのは承知しているところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 登壇した冒頭も申し上げました。職員の方だとか消防機関、さまざまな方に感謝と御礼を申し上げました。1点抜けておりましたね。

市長、副市長、教育長におかれましても、大変なご心労ある中、対応をいただいております、ありがとうございます。また今後とも、この旭市の市長は一人しかおりませんので、ぜひ対応のほう、よろしく願いしたいと、そのように思います。

続けます。自主防災組織であります、市内全体の平準化、それから水準の向上、これが必要だと僕は考えます。

そこで、本市の組織率は高いのか、低いのかお答えください。

次に、行政の取り組みは決して積極的とは言えないと感じていますが、現在の状況をどのように認識されているのか、また今後どのような取り組みを考えているのか伺います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。

平準化あるいは水準の向上が必要だろうと、私もそのとおりだと思っております。

それで、組織率が高いのか低いのかということですが、地域によっていろいろな事情があると思います。先ほど60%ということをお願いしましたが、単純にその表に出ている数字だけでは比較は難しいのかなと思っておりますので、ちょっとそのところのコメントは差し控えさせていただきますと思っております。

現在の状況の認識ということですが、自主防災組織というのは、実際に活動をしていただくということになれば非常に大切なものだという認識は持っております。ただ、現実としてなかなかそれができていないというのが実態だというふうに思っております。

そのために、今後どうしていくかということになってまいりますでしょうが、自主防災組織、名前のごとく自主ということですので、地域の皆さん方から自主的に、あるいは積極的にと申しますか、地域の中で機運が盛り上がって組織化されて活動していくことが大事なというふうに思っております。そのために、行政は側面的な支援をしていくことということになるのではないのかなというふうに感じております。

側面的な支援ということになりますと、一義的には例えばお金を交付するというのもございますし、いろんな場所でその組織の大切さというのを啓蒙していくということも大切にな

ってこようかと思います。

そのためにも、全国では自主防災組織がきちんと活躍しているような事例もあるように伺っておりますので、そんなところも研究しながら今後考えていきたいなど、このように思っております。

以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 組織率が高いのか低いのかは、課長のほうでは答えられないと、上司の顔色を見て答えられないんだらうなということは理解しますので、大切な問題ですから、ぜひ上司の方と話し合ってもらって、その答えをある程度導き出した中で、行政運営、対応していただかなければならないなど、そのように思いますので、お願いしたいと思います。

この項目の最後に、確認しなければならないので伺いますが、当初予算を組んで予備費や今定例会に議案として提案している補正予算を専決処分して対応しているかと思えますけれども、では、財政面を確認しますけれども、現時点で、災害復旧にかかる市の持ち出し分の見込額、それから市の負担は大きいと僕は考えていますが、財政面での影響はないのか、このぐらいであれば大丈夫ですよという答えを聞きたいので、その辺を伺いたいと思います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、財政面、大きな対応の見込みに関して大丈夫なのかというところでございます。

それで、台風15号による公共施設等の災害復旧にかかる費用や被災者の支援に要する経費につきましては、ご存じのとおり10月に補正予算として7億6,800万円を専決処分したところです。また、補正予算の成立以前に、危険除去などの早急な対応が必要なものについては、現計予算や予備費により対応いたしました。

現計予算により対応した額につきましては9,163万円、予備費により対応した額につきましては71万円でありまして、これらを合わせますと8億6,064万円となります。これらの費用の財源につきましては、一般財源のほか国・県の補助金や市債の対象となる部分もございますので、その内訳を申し上げますと、国庫支出金として1億1,817万円ほど、県支出金として3億6,568万円ほど、市債の額としましては880万円ほどをそれぞれ見込んでおりまして、これらを除いた一般財源の額は3億6,799万円、これが一般財源でございます。

なお、災害廃棄物処理事業や被災住宅修繕支援事業など、特別交付税の対象となる一般財

源分のうち1億5,945万円は交付税措置される見込みとなっております。

特別交付税措置分を引いた市の負担額、実質負担額につきましては2億854万円となりますが、農業災害対策支援及び被災住宅修繕支援等については、これから事業を進めていくことから、市の負担額については今後大きく変わることもございます。

このように、台風被害に係る復旧費につきましては大きな額ではございますけれども……

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤義隆） このように、台風被害に係る復旧費につきましては大きな額ではございますけれども、市の負担をなるべく少なくできるよう、国・県の補助金や市債などを活用しながら現在対応を進めているところで、現時点では他の事業に影響がないよう対応できております。

今後もさまざまな支援策を活用しながら、少しでも早い災害復旧につながるよう財政運営に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） よく分かりました。

次に2項、嚶鳴小学区の水害に関しての排水路の未整備に伴う被災についてであります。初めに、小学校正門周辺の通学路で道路冠水の被害が悪化しています。短時間に大量の雨が降り、冠水した道路は非常に危険であるので、特に学校周辺の通学路に対しては、冠水対策工事の中でも最優先で工事をすべきと考えます。

次に、この地域の民間企業が海まで排水管を自社所有されています。その企業の移転に伴い、福井の本社にこれまでの感謝とお礼に行き、移転後の意見交換をしました。社長よりありがたい言づても預かっているが、その排水管を活用すべきと考えます。

最後に、飯岡停車場線の冠水被害に対し、議会もそうだが、本市は自ら行うべきことがあるのに、県に責任転嫁をしています。雨におびえ、被害に苦しむ住民の気持ちや現状を分らないのか。当路線の冠水対策は本市の排水路で対応すべきと考えます。

以上、3点に対する本市の明快な見解を求めます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、私から今の3点のご質問にお答えしたいと思います。

まず、嚶鳴小学校周辺の冠水の解消という件でございます。

具体的な対策につきましては、嚶鳴小学校周辺、主に嚶鳴小学校を含む後草西地域から高生川へ集中している排水を、排水というか側溝改修により仁玉川方面へ分散させ、嚶鳴小学校正門付近に集中する水量を軽減させる対策を検討しております。

2点目、企業の排水管を利用してはどうかというお話でございました。企業、この件につきましては、排水管所有者の意向や関係機関の見解もあると思いますので、財産の移譲や構造確認などについて所有者へ聞き取りをし、千葉県や大利根土地改良区等の占用協議も検討していかななくてはならないと考えております。さらに、流入量等に関する精査も含めた総合的な調査研究も進めてまいりたいと考えております。

3点目、広原地域、県道の冠水の関係でございます。こちらは、市の排水路を利用して排水を考えてはどうかという話でございました。

今、建設課のほうで検討している内容としましては、まず広原東地域からJRを横断して高生川へ向かう排水を新たに整備する排水路で接続し、逆に大間手側へ振り分けたいと考えております。後草区の総堀線南側へ集中する排水量をこれによって軽減をさせる対策を検討しております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 真剣に検討していただいているのと、そのように感じました。しかしながら、僕も先輩からたびたび聞きました。検討というのはやらないということだよということと言われております。何とか実現したいという思いがあるんですよ。

再度確認しますけれども、これで市長、執行部との現状の認識を再度共有できたので、3点、提案型で質問します。

まず1点目、嚶鳴小学校正門周辺に新たな排水路の新設を。

次に2点目、総堀線に向かって集中してくる排水路の分散改修を。

最後3点目、飯岡停車場線の対策は民間所有の排水管の活用と本市の排水路整備で対応を。

以上、本当に検討いただいていることは感じるんですが、早急な解決に対する明智市長の見解を求めます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 三つの要望的なそのご意見頂戴いたしました。

先ほど建設課長が答弁をしたように、その3か所ともいろんな面で検討研究、そしてまた

実施を、予算組みも含めてやると、そのような思いで今いるところでありますので、ぜひ3月予算、そういった部分で進んでいるのかなというような部分を確認していただければと、そのように思っているところであります。

ただ、企業の排水管の問題については、耐用年数、そういった部分もありますし、水量がどのくらい排水できるのかという部分、先ほど建設課長から話がありましたように、全体的な測量といいたいでしょうか、調査もしなければならないということもありますし、市で譲り受ける場合、ほかの排水管も、もう老朽化をしている部分もたくさんありますし、45年になると聞いておりますけれども、企業のやつが。それが果たしてどのくらい、あともつのかどうか、そういったことも現在のところでは不安でありますし、担当に直接、その企業と話をしてみろというようなことは指示をしておりますので、企業と、林議員は企業と話をしたそうでありますけれども、公としてその話を具体的な部分も含めて話をしてみろということで、今、指示してありますので、そこの辺もご理解いただきたいと、そのように思います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 非常に前向きな発言をいただいてうれしく思いますね。

市長もいろいろ孤独で大変であろうかと、トップはね、思いますけれども、担当課の、課だとか課長方と協議を進めるだけじゃなくて、ぜひ僕もその中に入れてもらったり、市長室に呼んでいただけたらすぐに伺ってじっくり市長と議論をしたいなと、そのように思います。本当に、そういう前向きな中で、市民のためにともに汗を流していきたいと、そのように思います。いい答えをいただいた中で、大変3番目行きづらいこともあるんですが、行かせていただきます。

3項の市民体育祭の区長アンケートの実施に関して、明智市長のアンケートに対する考えについて再質問に移りますが、ちょっと議長に許可もらった資料を、ここに揚げさせていただきます。

市民体育祭に関しては、以前より区長から開催に反対する声があり、メンバー募集を区に丸投げしているなど、毎年同様の苦情が寄せられます。

僕自身、地元区長会の意を酌んで、平成28年に一般質問を行いました。その後、選手選考の方法にほぼ変化が見られませんでした。先般の9月の定例会で一度区長にアンケートをとって意見を聞くべきと提言しましたが、今後も開催したいとの一点張りで、これも聞いてはもらえませんでしたので、そこで今回の、僕自身でアンケート調査を行い、その結果を取りまとめましたので質問につなげます。

それでは、市民体育祭に関する区長アンケートの結果について。対象者は156区長、回答78区、回答率50%であります。

質問の1点目、「市民体育祭の準備は負担になっていますか」。「負担」が47.3%、「やや負担」が28.0%となっていて、全体の75.3%が負担を感じていると答えています。

質問の2問目、最初の第1問の質問で「負担・やや負担と回答した方へ、その理由は何ですか」ということで複数回答可として聞きました。その一番多かったのが「選手選考」、それが87%ですね。どこの地域でも参加したい人が少なく、参加者集めが大変負担になると、そういう答えがございます。

次に、3問目ですね。「来年度以降の体育祭の開催についてどう思いますか」ということでもありますけれども、「中止すべき」が67.9%となっていて、全体の7割が体育祭をやめるべきだと答えています。

次、問いの4問目ですね。「これまでの体育祭について市民の一体感を感じましたか」という問いに対しましては、「感じない」が34.6%、「あまり感じない」が35.9%となっていて、全体の70.5%が市民の一体感を感じないと答えています。

そのような状況であります。アンケート実施に関して、明智市長のアンケートに対する考えを再度質問いたします。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） アンケートの苦勞といいましょうか、そういった部分では大変ありがたいと、そのように思っておるところであります。

ただ、先ほど来何回も申し上げましているように、一体感の醸成、その趣旨と目的はいまだ達成していないと私は判断しておりますので、この市民体育祭は継続させていただきたいと、そのように思っているところであります。

○議長（向後悦世） 体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） 議員のほうからアンケート調査が示されましたけれども、実は本年度、市民体育祭、台風の影響によりまして中止になりましたけれども、この体育祭につきましては、11月12日、市民体育祭の地区代表者区長会議を開催させていただきました。

その内容につきましては、区長からのご意見といたしましては、競技内容やバス等の配車関係、その辺の改善の意見等がございました。来年度の開催につきましては、ご協力していただけるとのご理解をいただいているところでございます。よろしくお願いします。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 先ほどので終わりにしようかと思ったんですが、今、担当課長からそのような話があったので、ちょっと続きがありまして、最後の問いで「その他市民体育祭に関してご意見がありましたらご記入ください」という中で、肯定的な意見、やったほうがいいという意見ありました。2件であります。否定的な意見が32件、それで今の話があったので、ここだけ紹介して終わりにしたいと、そのように思うんですが、肯定的なところでは「この体育祭等は、人と人とのつながりがあるので毎年開催してほしい」と、確かにあります。「中止にすることはいつでもでき、簡単な選択だと思う」と。「ほかに何か行わないのであれば体育祭を行ったほうがいい」ということですね。

否定的なものも二つだけ紹介しますが、「市の行事として参加しているが、役員の負担が大き過ぎる」と。「区民の参加意識が低い、家庭での行事を優先している」「大会での予算をほかに必要な行事に回したり、予算を削るべきだ」と。イベント会社の利益だとか、区長の区費も充てられるところが多いみたいですね。区費を充てるので大変であるよというところと、これはこの記事を皆さんにお伝えしなきゃならない。これ以前から、「市長だとか議員が、特に議員が自己満足のためにやっているんじゃないかと感じていますよ」ということを何気もなく区長の意見として書いてありました。複数です。やっぱり、市長と議員が自分らの何か格好つけるため、保身のためだなど、もっと罵倒した汚い言葉あったんですが、そういうのも現実的にあります。

ぜひ皆さんで一回検討して、これ取り上げるのは今回で最後にいたします。次、予算を組まれてもしっかりと対応していきたいというように思いますので、この点ちょっと、市長にも意識だけはしていただけたらありがたいと、そういうところで、今回の質問を終わりにします。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の一般質問を終わります。

◇ 片 桐 文 夫

○議長（向後悦世） 続いて、片桐文夫議員、ご登壇願います。

（1番 片桐文夫 登壇）

○1番（片桐文夫） 議席番号1番、片桐文夫です。向後議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

時代は平成から令和に替わっても、災害は日本のどこかで発生しております。

今年は台風が千葉県にも大きな被害をもたらしました。この旭市においても、台風15号、19号、そして10月25日の大雨により、住宅、農業用施設、道路などにも甚大な被害をもたらし、被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、被害に遭われた皆様が一日でも早くもとの生活に戻れるよう願っております。

そこで1点目、防災について質問させていただきます。

今般の台風では、県内で土砂崩れにより尊い命が失われるという被害が発生しております。6月の定例会の中で、木内議員の質問に対して、土砂災害警戒区域または土砂災害特別警戒区域に指定されている区域が旭市内に104か所あるという回答がありました。併せて、ハード面の対策は、民有化もあり、一長一短にはいかない、市民の命を守ることを一番大事なことを考え、ハザードマップや市内誘導など、ソフト面の対応をしている現状があるという回答でした。

その中で今回お聞きしたいのは、平成29年度の台風や大雨などにおいて、市内で土砂災害があったと思います。その2年前の災害により9か所の復旧工事を実施したと聞いておりますが、その当時の工事内容についてお尋ねいたします。

次に2項目め、旧中学校跡地利用についてです。

旭市旧中学校跡地利用検討委員会より、昨年8月に報告書が提出されました。

まず1点目、この報告を受けて、旧飯岡中学校跡地について、サッカー場整備事業が今年度予算化されたところです。この事業は、施設整備に向けての基本設計であります。その進捗状況はどうなっているのかお尋ねいたします。

設計に当たっては、利用見込み等の想定があるかと思いますが、その点も回答いただきたいと思います。

2点目は、旧海上中学校跡地についてです。

検討委員会の報告では、民間活用による住居系を中心とした複合施設という利用方法が提案されています。飯岡駅にも近く、若い世代が増えるような活用ができればと期待しています。

報告を受けて既に1年以上経過しているわけですが、現時点での状況はどうなっているのか、新年度予算の編成も進んでいると思いますが、その中で何か考えていることはあるのかお尋ねいたします。

以上で1回目の質問は終わります。再質問以降は自席で行います。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、片桐議員のご質問の大きな1番、防災についてということで、
（1）の土砂災害対策についてでございます。

平成29年に大雨あるいは台風等で、その被害による復旧工事の内容ということでございました。

まず、片桐議員おっしゃるとおり、29年の被災箇所でございますが、市内に9か所ございました。こちらの工事内容でございますが、まず、大型土のう設置によりまして復旧した場所と、それらのり面の整形等も一部行った所もございますが、大きな工事としましては、のり下に大型土のうを載せたという、並べたという工事でございます。こちら、7か所実施してございます。残り2か所につきましては、岩井地区と横根地区でございます。こちらにつきましては、のり面自体が個人所有地でありまして、急傾斜地から市道に土砂崩れが発生したもので、通行の安全確保のため、応急的にこの2か所については復旧を進めたものでございます。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） それでは、私のほうからは、2番の旧中学校跡地利用についての（1）サッカー場整備事業の進捗状況、それと利用についてというご質問について回答いたします。

旧飯岡中学校跡地利用としてのサッカー場整備事業の進捗状況でございますが、設計業務を令和元年8月6日に入札を行い、8月13日に契約を行ったところでございます。契約内容につきましては、サッカー場の基本計画及び基本設計で、現在は各施設の配置等について検討しているところでございます。

あと、サッカー場の利用ということでございました。サッカー場の利用ですけれども、こちらは社会体育施設としての活用になります。市民、市外のどなたでもご利用いただけると。ほかには、小学生から大学、一般までのスポーツ合宿などの利用やフットサルの利用も考えられると思います。また、ほかに、イベント等の活用についても検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 海上中学校跡地の利用についてですが、片桐議員おっしゃった

とおり、昨年の8月に旭市旧中学校跡地利用検討委員会のほうから、民間活用による住居系を中心とした複合的施設との報告書が提出されております。

しかしながら、旧海上中学校跡地を利活用するためには、周辺整備の必要があるというのが現状であり、具体的なものは今のところ進んでおりません。

以上です。

○議長（向後悦世） 一般質問は途中ですが、2時15分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時15分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、片桐文夫議員の一般質問を行います。

片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） それでは、1項目めの土砂災害対策について再質問いたします。

岩井地区と横根地区の被災箇所については、個人の土地から土砂崩れが発生したものとのことです。両地区とも崖下周辺に民家があるなど、類似した場所だと思います。岩井地区については、現在、のり面保護としてコンクリート吹きつけ工事を整備しており、今年度中に完了するようですが、横根地区は大型土のうが設置されたままとなっています。横根地区の地元の方々も、大雨が降ると茶色い水が流れてきて心配しております。市の今後の計画について伺います。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、横根地区の被災箇所の復旧の計画等についてのご質問だったと思います。

まず、岩井地区と横根地区につきましては、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、千葉県が急傾斜地崩壊危険区域に指定しております。横根地区におきましては、市道自体に損傷もなく、大型土のうで安定していることから、岩井地区を優先に整備をいたしました。当該箇所の復旧に関しては、災害直後から地元議員はじめ地区住民からも要望があったわけですが、幹線市道沿いの交通量が多く、道路保護の観点からも防災性の高い道路

と認識はしております。

以上のことから、土砂災害防止のための措置を講ずる必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） 前向きな回答として受け止めましたので、横根地区が事業化され、早目に着手することをよろしくお願いいたします。

また、のり面復旧工事として、以前に整備した場所が29年度以降の台風や大雨により毎年崩落している場所があります。費用対効果の面からも、場所によってはどうしても応急的な復旧対応になってしまうことは理解できますが、何度も崩れる場所については抜本的な施工はできないか伺います。

○議長（向後悦世） 片桐文夫委員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、議員ご指摘の場所は、飯岡配水場西側の畑等の耕作地へ通ずる道路のことかと思います。

隣接地権者の皆様方には、ご不便をおかけしまして大変申し訳なく思っている次第でございます。当該箇所につきましては、今年度中に復旧工事を発注する予定で、現在準備を進めているところでございます。工事設計に際しましては、関係機関による見解や施工を参考に、利用者の安全・安心が図られるよう進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） ぜひとも、横根地区の方々の不安、心配事を早目に取り除いていただきたいと思います。

それでは2項目め、1点目、旧中学校跡地利用について再質問いたします。

旧飯岡中学校跡地校舎側については、旭市いいおかYOU・遊フェスティバルや旭市飯岡しおさいマラソン大会などで駐車場として使用していると思います。

そこで、跡地には残土により段差があり、数年前のように東側への通り抜けができない状況です。今後をどのように考えているのか伺います。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員の再質問に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） それでは、お答えいたします。

旧飯岡中学校の校舎側についても、現在、基本計画、基本設計を作成しているところがございます。基本計画でも駐車場として考えており、通り抜けについても、将来的な利用を踏まえて検討していきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） また、その盛り土は周辺住民に影響はないのか。風が吹けば砂ぼこりが立つと聞きます。早目の完成に向けての事業を進めていただきたいと思います。

2項目、2点目の旧海上中学校跡地利用についての再質問をいたします。再質問というよりも、先ほどの回答で分かりましたのであれなんですけれども、旭市は子育て支援も充実しており、住みたい、住んでみたいという声も他市町村の方々から聞いております。ぜひ、旭市の人口増につながるような利用をお願いいたしまして、私の一般質問は終わりにしたいと思います。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員の一般質問を終わります。

◇ 木 内 欽 市

○議長（向後悦世） 続いて、木内欽市議員、ご登壇願います。

（18番 木内欽市 登壇）

○18番（木内欽市） 18番、木内欽市です。令和元年旭市議会第4回定例会において一般質問を行います。

今回、私は災害対応について12点、インフルエンザについて2点質問いたします。質問の大半は災害対応についてであります。

台風15号の対応については、千葉県知事はマスコミや県議会で厳しく追及され、自ら報酬の削減と謝罪を発表しました。

誤解のないように申し上げますが、今回、私はそういった意味での質問はするつもりはございません。確かに、本市も初期対応の遅れや災害対策本部を設置しなかったことなど問題点もありましたが、全員協議会、また昨日の同僚、伊藤保議員の質問にも、市長から反省していると正式に答弁がございましたので、このことに触れるつもりはございません。

災害をしっかりと検証し、反省するところは反省し、より安全なまちづくりに一層努めるのが我々の責務であります。今まで台風等の被害が少なかった千葉県、本市は台風15号から始まり、3度大きな被害を受けました。年々強大化する台風やゲリラ豪雨の原因は地球温暖化だということは、誰もが認めるところであります。地球的規模のことですので、誰

も防ぐことはできません。自然の猛威の前には、我々は全く無力であります。

まだ温暖化が叫ばれなかった数十年前、890ヘクトパスカル、死者、行方不明者5,000人以上を出した伊勢湾台風が発生しております。温暖化が進んでいる現在、伊勢湾台風並みの、またはこれ以上の台風がいつ発生してもおかしくはありません。

地震はなかなか予想が付きませんが、台風は数日前から予想ができます。

1点目、台風に対する初期対応について伺います。

2点目、台風15号は大きな被害をもたらしました。被害状況についてお尋ねいたします。

3点目、被害の中でも本市の基幹産業である農業被害は甚大であります。農業被害、品目別をお願いします。

4点目、現在どのぐらい復旧しているのか、現在の状況をお願いします。

5点目、今回のような大きな災害、国・県との連携なしには対応できません。どのような対応をなさったのか伺います。

6点目、避難所について伺います。

この件については、既に何名かの議員が質問しております。特に台風19号のときには、命を守る行動をとたびたび報道されましたので、非常に多くなったと思います。

先ほどの説明では、避難所がいっぱいになったと、そして新たに中学校の体育館も使ったという説明がありました。この多くの避難民は、どのような方法で避難所まで避難したのでしょうか。

7点目、災害協定を結んでいる団体、幾つかあると思いますが、今回お世話になった団体、またどのぐらいの件数か伺います。

8点目、樹木の撤去等、消防団には大変お世話になり助けられました。各地区で活動されたと思います。活動内容と件数をお願いします。

9点目、備品の整備状況について伺います。備品の種類、数量についてお伺いいたします。

10点目、防災訓練について。想定外の災害に対して、訓練内容も変えていく必要があると思います。ご見解を伺います。

11点目、停電、断水に対する対応について伺います。市内停電が長引いた地域、停電しなかった地域、いろいろな理由があると思います。その理由をお聞かせください。

12点目、今後の取り組みについて、台風が強大化、多発化、毎年、今回のような台風が上陸する可能性があります。県の大雨台風被害を受け、災害対策改善へ基本方針、初動対応等の計画の見直し作業に本格的に着手し、改善策を反映させております。本市も見直しを図る

必要があると思いますが、いかがでしょうか。

大きな2番目、インフルエンザについて伺います。

平年より早く発生しているというインフルエンザ、発生状況、またワクチンの助成について、2点質問いたします。

以上で私の第1回目の質問を終わります。再質問は自席で行います。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） それでは、大きな1番の中で私のほうで回答するものを順次お答えしてまいります。もし漏れがございましたら、ご指摘いただければありがたいと思います。

まず、（1）台風に対する初期対応についてということでございます。

初期対応につきましては、台風ですので接近してくるのは分かりますので、接近してくるのが分かった時点で、市としては警戒態勢をとりました。その後の対策についても、どのようにやっていくかというのを、時間を追うごとに態勢を決めまして、庁内でも連絡をとりながら進めていたというところでございます。

次の（2）のほうの被害状況についてでございます。

被害状況につきましては、これまでも何人かの議員にもお答えしているところでございまして、重複する部分がございましたらば、お許しいただければと思います。

まず、台風ごとに申し上げてまいりますと、台風15号のときの人的被害は重傷者が1名、軽傷者4名というところでございました。住宅の被害につきましては、全壊が2棟、半壊が4棟、一部損壊が2,255棟でございます。公共施設は多岐にわたりました。多くの施設について被害を受けたところでございます。道路についても多くの所で被害を受けております。特に停電につきましては期間が長引きまして、後ほどとまた関連してくるかもしれませんが、9月9日から16日までということで東京電力は発表しておりましたが、最大では1万9,100軒の停電が最大ピーク時に起こったというところでございます。

項目少し飛びまして、（5）の国や県との連携というところでございます。

災害が発生した場合に、千葉県が情報収集を行いまして、市町村との連絡をとって対応していくということが求められるわけでございますが、今回、千葉県のほうでも情報がきちんと収集できなかった部分があったと聞いております。県は、災害が発生した場合に、市町村に職員を送ってというところも決められているんですが、残念ながら台風15号のときには、県の職員というのは、旭市に派遣はなかったというのが実態でございます。

その教訓を受けまして、台風19号、それとその後の10月25日の大雨の際には、県の職員も市町村に派遣されまして、私どもと一緒に連絡調整、あるいは県への情報の伝達、報告等を行っていたところでございます。

次に、（６）の避難所についてでございます。

どんな方法で避難したのかというご質問がございましたが、申し訳ありませんが、避難の方法までは、いらした方には把握しておりません。ですので、今は何とも申し上げられないところでございます。

次の（９）備品の状況でございます。

備品につきましては、いろいろな種類のものを備品として備えております。全体としましては、水と食料がまず大事でございまして、5,000人の方が3日間は避難できるような体制をとっております。具体的には、非常食として約4万5,000食、水は4万5,000リットル、それと毛布は、前の質問にもありましたが5,000枚、これを備蓄しているところでございます。そのほかにも、生活必需品ですとか、避難が長引いた場合の暮らしていくための品々を備えているというところでございます。

それと、次の（10）の防災訓練についてでございます。訓練内容を変えることはないのかというご質問でございました。

防災訓練につきましては、毎年、場所を変えて行っているところでございまして、これもどなたかの議員にご回答したかもしれませんが、今年度は第一中学校で行いまして、第一中学校の生徒にも参加していただいて、意識を高めていただくと、そんな工夫もしましたし、いろんな提言、あるいはその後の結果を踏まえまして、訓練をよりよいものにしていくように考えていきたいなと思っております。

それと、次の（11）の停電についてです。

長引いた所と、そうでない所があった、その理由はというお尋ねでございましたが、東京電力につきましては、発表としまして、高圧線のレベルということでの発表をしております。高圧線というのは、一番大もとになる線でございまして、その下には低圧線、さらには家庭への引き込み線ということで、3段階として電力が枝葉まで延びているというふうに聞いております。その中で、こういった形で東京電力が復旧の優先順位をつけたというところまでは承知しておりませんし、問い合わせても、どこが高圧線でどうなっているかということについては答えがいただけないというのが現状でございますので、なぜこの地域は早く復旧して、この地域は遅くまでいったというのは、分からないというのが正直なところで

す。

ただ一つ言えるのは、高圧線レベルだけで判断しておりまして、それは東京電力が機械的に把握できるんだそうです。しかし、その下のレベル、低圧のレベル、あるいは家庭への引き込みにつきましては、個々の所の情報を得てからじゃないと、復旧しているのか、していないのかというのが分からないということでしたので、そういった部分につきましては市のほうに、東京電力の発表ではもう復旧したというふうになっているけれども、まだ家は復旧していないんだけどという電話をたくさんいただきました。その情報を東京電力に伝えて、まだここは復旧していないということを連絡して対応していただいたという状況がございました。

次に、最後になりますけれども、今後の取り組みということで、見直す必要があるんじゃないかということです。

計画にしましても何にしましても、作っただけでそのままということではなくて、常に見直しは行っていかなければならないものだと思っております。今回の台風、あるいは大雨の教訓を受けまして、見直すべきところは見直しますし、あるいは県も見直すようなことも言っておりますので、上位計画である県の内容を踏まえまして、旭市としても見直しを行っていきなと、このように思っております。

以上です。

○議長（向後悦世） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、農水産課からは（３）の農業被害についてご回答申し上げます。農産物17品目の品目別ということでよろしいでしょうか。

それでは、主に大きな被害のありました農産物のほうの名称と金額を申し上げます。

初めに、農産物のキュウリが3,637万3,000円、レンコンが7,590万6,000円、パセリが1,408万4,000円、梨が1,614万4,000円、シントウが7,242万8,000円、ミニトマトが1,989万円、花卉が8,155万5,000円で、あとその他、数はありますけれども省略いたしまして、そういったところで3億5,927万円の農産物の被害が出ております。

あと、停電によります農作物の関係でございますが、こちらがマッシュルーム、水耕のミツバ、サンチェ、リーフレタス等で、そういったもので3,672万円でございます。

次に、畜産物のほうになります。豚が1,478万2,000円、鶏が1,721万円です。あと生乳、酪農のほうで停電等によりまして冷蔵ができないということで廃棄処分になったもの、または工場が受け入れができないで廃棄処分等が846万5,000円になります。あと鶏卵、こちらの

ほうが230万円、そういったもので停電による被害が約4,400万円になっているところでございます。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、私からは（４）につきまして、最初にご説明したいと思えます。

まず、（４）の現在の状況はということでございます。道路に限っての状況をご説明したいと思えます。

まず、台風15号及び19号、それと10月25日の大雨により、旭市全域で被害を受けた箇所数は279か所であります。現在の復旧状況につきましては、小規模な被災箇所187か所については、職員と作業員などの対応により復旧を完了しております。工事が必要となる被災箇所については、旭地域で92か所ありました。そのうち71か所については、ほぼ復旧が完了しております。残りの21か所については、現在、工事の設計中でありますので、年内発注をめどの発注を目指して進めているところでございます。

続きまして、（７）の災害協定についてということでございます。団体名と件数はどういうご質問でございました。

まず、団体名につきましては、旭市建設業災害対策協力会という団体でございます。復旧作業をお願いした件数につきましては、24件でございます。

なお、契約業者数は9社ということで、お願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 環境課長。

○環境課長（木内正樹） それでは、私からは大きな1番の（４）の災害廃棄物の現在の状況についてお答えいたします。

仁玉スポーツ広場の仮置き場については、9月20日から災害廃棄物の受け入れをしており、12月8日の日曜日まで開設しておりました。その災害廃棄物については、順次、搬出及び処分を進めている状況でございます。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 消防長。

○消防長（川口和昭） 私からは、団員の樹木の撤去等の活動及び件数について、ご回答させていただきます。

団員の方たちは、管轄する地元地区の活動をしていただきました。その中で、台風15号につきましては、倒木等の処理124件、これは倒木だけではございません。電線の安全、垂れ下がった電線等の安全管理、そして飛散物の解除、これを含めまして124件でございます。延べ人数は884人、このときの活動記録の時間はございません。

続きまして、台風19号では倒木等の処理、これは道路障害物の除去を含めまして27件、延べ800人で活動していただいております。このときの活動時間も記録はございません。

続きまして、10月25日の大雨に関しましては、排水作業が3件でございましたので、この時の樹木等の撤去作業、こちらはございません。

そして、活動の内容といたしましては、広報活動のほかにですけれども、道路封鎖した倒木の処理、これはチェーンソーを活用しまして、裁断処理、先ほども申しましたが、ほかに電線等の切断箇所の周辺で安全管理を実施していただきました。特に、大きな障害物となったものがございまして、台風15号のときでございますが、大間手地区の県道において、直径1メートルを超える太さの倒木、これを含む数本の倒木現場において、消防本部、建設課と連携をとりまして、消防団の方にも安全管理等の活動を行っていただいております。

以上です。

○議長（向後悦世） 水道課長。

○水道課長（宮負 亨） それでは、水道課から、（11）の停電、断水に対する対応についてお答え申し上げます。

今回の台風15号では、海上配水場及び干潟配水場、台風19号では飯岡配水場が停電となりましたが、この期間、非常用自家発電装置で電力供給を行いましたので、断水には至りませんでした。しかしながら、井戸水、地下水及び受水槽利用者等が、停電によってポンプが使えなくなってしまったということで、水道庁舎に応急給水所を設置し給水支援を行いました。

断水に対する対応としまして、上水道管が断水になった場合は、速やかに応急給水できるよう、避難所等に応急給水所を開設し水道水の供給を行います。また、被害の規模が甚大で、本市だけでは対応が困難な場合は、千葉県水道災害相互応援協定等により、ほかの事業体へ応援協力の要請を行います。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） 私からは、2項目め、インフルエンザについての発生状況でございますが、今年10月から11月24日までの発生状況を申し上げます。

人数の統計につきましては、県が指定した病院のみの人数となりますので、実際の全患者数とは開きがございますが、県内で1,853人、海匝管内では37人と聞いております。

また、これは県による取りまとめデータの中に市町村別のデータはございませんので、旭市内の人数としては把握できておりませんので、ご了承願いたいと思います。

続きまして、ワクチンの助成ということでございましたが、これは旭市の助成ということで解釈してよろしいでしょうか。

現在、旭市は65歳以上の定期接種対象者に対しまして1,000円の助成を行っております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） それでは再質問、災害対応のうちの（1）、先ほど初期対応、それなりのということですが、具体的にどのようなことをしたのか。これは建設課辺りからお答えになるんですか、具体的にどのような対応をとったか。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、初期対応の建設課がとった内容についてご説明をしたいと思います。

まず、冠水等が一番やはり心配でございますので、河川等のしゅんせつが気になっておりまして、そこら辺を重点的に見回ったり、パトロールをしてございます。

まず、本市におきましては、二級河川、新川があったり、あと七間川があったり、仁玉川があったりとかということになっておりますが、管理者であります千葉県、海匝土木事務所や土地改良区がこちらの管理を行っているわけでございますけれども、河川の中にございます水門あるいは堰等、そちらの周辺のしゅんせつは管理者が行っております。

それと、あと市が管理する道路側溝等につきましては、まず側溝の使用者に清掃をお願いしているわけでございますが、建設課といたしましては、大雨が予想される場合あるいは台風等が接近している時点で、これらを見回るパトロールを実施し、もし不具合、落ち葉等が詰まっている、ごみ等が詰まっている場合は、清掃等を実施している状況でございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） これは台風と、その後の21号に対する集中豪雨の時、あの時には利根川が氾濫しました。やはり、これは泥をすくっていないのが原因の一つだということを言わ

れています。それと、本市でも旭のサンモールの脇に流れている川、あれ仁玉川でしたっけ、あそこも相当水位が上がって氾濫寸前だったと聞いております。ですから、そういった意味で、そういった河川の泥上げは、これからはどんどん必要になろうかと思っておりますので、そういった面の対応はいかがか。

それと、あと前の9月の時に、たしか総務課長から土のう袋の配布をしているということがございました。袋なんですよ。ところが、これはやはり私も経験がありまして、消防署の皆様には助けられました。なかなか風雨が強くなってきて、袋に土を詰めるという作業はなかなかできません。ですから、土のうを配布してもらいたいと。消防署に行ったら、土のうありますよということで、署員に車に積んでもらって土のうを危ない所にやりましたので、これからは土のうの空き袋じゃなくて、土のうも要望があったら、取りに来てくれた方には配布するような態勢をとっていただけないでしょうか。土のう袋は、河川だけじゃなくて、シャッターがめくれそうなときも、シャッターの一番下にやっておくと非常に効果がありますので、そういった面でのご配慮をお願いできないのか。

それと、水門の話がありました。水門をあけると。それも結構で、逆に閉めるということも必要なんですね。どういうことかということ、大利根用水から下の田へ流れる水門があるんですが、大雨のときはそれを閉めないで、そこからどんどん用水が下へ流れますので、何年か前にはうちの地区で幾世地区が、どんどん河川があふれて、大利根用水の水をとめなかったもので、床上浸水ぐらいになっちゃって、備蓄していたお米とかみんなぬれちゃったんですよ。消防車が来て排水をしていただきました。ちょうど在田課長の実家の辺り、あの辺ですね。そういうこともありますので、逆に水門を閉めるということも、これは大利根用水のほうとの連携は、そんな場合はどうなっていますでしょうか。

以上、お願いします。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、何点かご質問がございました。

まず、河川のしゅんせつ等の対応でございます。こちらは、土地改良、あるいは県で数年に1回ぐらいずつやっているというようなお話は聞いたことがございます。また再度、甚大な被害に結びつかないように、しゅんせつ等をお願いしてまいりたいと思います。

あと、河川の関係で水門の管理でございます。まず、新川がいつもいっぱいになってしまうと、やはり仁玉川、あるいはまちなかの排水が滞ってしまうという状況でございます。そ

れで、水門の管理につきましては、管理であります土地改良等にいつも、このような警報が出た場合、あるいは台風が接近した場合にはご連絡するように、こちらで連絡をとってございます。

それと、あと土のうの配布につきましては、実は15号でだいぶ、風台風でやられたという、家屋等被害を受けたということで、19号で約1,550袋ぐらいだったと思います。こちらは建設課のほうで配布いたしました。それで、どうしてももうこれで、1,500袋で終わってしまうというときに、申し訳ないですが土のう袋を配布させていただいたという経緯はございました。土のう袋を用意したのは300袋ぐらいです。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） ありがとうございます。

それでは、2点目、被害状況についてであります。昨日も答弁がございました、総務課長のほうから。重傷者が1名ということですが、これは台風の直接そのときの被害者のことだけをおっしゃっているんだと思います。前にも申し上げましたが、例えば台風の関連、写真を撮りに屋根に上がって、屋根から落ちて亡くなった方とか、あるいは私が知っているだけで亡くなった方は2名いるんですよ。それと、あと屋根に補修とか上がって大けがをして、いまだに入院している人もいますよ。そういった人数というのは、これには当然入っていませんよね、重傷者1名ですから。そういったのは幾らかつかんでいますか、相当な被害があると思うんですよ。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。

屋根から落ちて亡くなった方がいるというのは、聞き及んでおります。それが、先ほど申し上げました人的被害のほうに反映されていないのではないかということでのご質問かと思えます。

この人的被害に数値として反映させるのは、台風による直接的な部分としての被害を受けた方ということで、一定の線引きがあるということになっておりまして、議員おっしゃられた屋根から落ちてという方につきましては、人的被害には該当しないということで聞いています。

以上です。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 当然理解しています。ですけれども、関連の死ですよね。ですから、そういうのも把握していただいて、一応、被害状況の中には入れていただけたらと、このように思うわけではありますが、いかがでしょうか。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 関連死という言葉が出ましたが、関連死というのはどこまでかという定義になってこようかと思えます。おっしゃられていました屋根から転落してという方に付きましては、関連死ということでも認められないというところで聞いておりますので、数値には計上していないというところでございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 関連死と、ただ分かりやすく言っただけで、別にそういうのを発表する必要はないんですけれども、皆さん方もそういう亡くなった方もいるということは把握しておいてくださいという意味です。

次に3点目、農業被害について。

結構、この農業被害が大きいんですが、先ほどおっしゃった以外にも、例えばハウスなんかはいまだに業者が間に合わなくて、ハウスの修理ができません。ということは、品目の例を挙げると、春菊であるとか、これは今、種をまいて、越冬野菜ですから、冬を越して春先に収穫をするんですが、ほかにもそういった被害というのが数あると思うんですよ。どの程度つかんでいらっしゃいますか。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 被害の状況につきましては、今、議員がおっしゃったように、数多く春菊のほかにも出ているところであります。そういった状況につきましては、県の農業事務所に改良普及課というのがありまして、普及員が常時、市内の農家を回りまして、そういった状況を把握しているような形になっています。

それで、特に今回、春菊の被害のほうの明細を見ていると、ちょうど種まき前にハウスが被災したということで、被害額としては出ていない状況であります。

それで、先ほど品目別ということでありましたので、農業施設のほうをちょっと回答しなかったんですけれども、パイプハウスだとかビニールハウスのほう被害は出ております。そ

れで、前々の議員のほうで、被害の状況を報告したものですから、先ほどは野菜の品目だけ報告したということで、もし必要であれば、また施設のほうの内訳とか回答させていただくところでございます。よろしいでしょうか。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） ですから、これからまだまだ目に見えない農業被害がどんどん拡大していくと思います。今、種もまけなければ、先ほども言いましたように、もう来年の収穫を諦めなきゃしょうがないわけですから、これがハウスが何回も回転できるような作物だと、言っていました。うちは5回転、回転するから1回転諦めればいいだけで、さほど、被害はあるはあるけれども大丈夫ですよというお言葉もありましたが、例えば年に1作とか2作の場合に、もう来年の収穫はないわけですから、そういった点での、これから頭に置いて対応していただきたいと、このように思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 議員おっしゃるとおり、施設の復旧が今回、県内中、または関東一円で大きな被害が出ていますので、当然、ハウス等の復旧にかかる業者のほうの手薄になっているということでございます。

そういった中で、施設の復旧が、大規模な被害を受けまして、建て替えや応急処理の復旧手配ができていない農家も出ていることは事実でございます。その件数につきましては、正確な数は出ておりませんが、10月10日時点で調査した中では、ビニールハウス等の全壊が17件、7割から5割程度の大破が36件ございます。そういった所というのは当然、議員がおっしゃるように、定植など、そういったものできない状況でありますので、そういった農家に関しましては、収入のほうはかなり減少する可能性があるというふうに把握しているところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 本当に、これ大変らしいですね。さっきも言いましたが、ハウスの修理が全く間に合わない。人によっては、来年の水稻の種まきの苗代が確保できないかも分からないという新たな問題もこれから出ようかと思えます。業者は幾らせかされても、できないんだというような状況でありますので、まだまだ被害は拡大するかと思います。

そういった場合に、新たにまた、ただいまハウスの修繕費の9割とか、補助とか出ました

が、新たな被害が発生した場合には、やはり市独自の新たな対応策もお考えいただけないのかなと、このように思います。想定外の被害には、想定外の対応もしなきゃいけないと。今まで経験がないでしょうけれども、こういった点は課長の答弁では、どうですか、市長、この辺がまたなった場合には、そういうお考えをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 確かに、施設が復旧しなければ作物が作れない、その間の所得補償というようなことだと思いますけれども、東日本大震災のときも放射能の風評被害で、かなりの多くの被害額が上がったわけでありまして、そういった部分での関連性は少しはあるんじゃないかというような思いが今あるところでありまして、県や国にそういった部分はしっかりと対応ができるのか、補助体制がとれるのかという部分を確認して、これからやっていきたいと、そのように思っているところであります。

ただ、市で独自で保障ということになれば、やはり個人的な部分での保障ということもありますので、過去の実績とか、そういった部分もいろいろ把握しなければならない点多々あるということの中で、なかなか難しいんじゃないかなと。基準は、国・県にある程度の方角性をつけて基準を作っていたきたいと、そのような要望をしたいと思っているところでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） これで質問は終わりなんですが、これは質問じゃありません。

旭市はよく言いますが、全国で5位の農業生産額、千葉県1位ということですが、ぜひこういったときには、それだって市が特別、旭市の農家に、多少はやっているでしょうが、特別の何かをして農業生産額が1位になっているわけじゃないと思うんですよ。各農家の努力によって、結果的に農業生産額1位ということでありまして、胸を張って旭市は千葉県1位だと言えるように、やっぱり基幹産業は農業ですから、こういった災害のときには市はリーダーシップを発揮していただいて、次の質問に移ります。

5点目の国・県との市独自ということでございますから、国・県との連携、さらなる協力をお願いして対応に当たっていただきたいと、このように思いますがいかがでしょう。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） まず、私のほうからお答えしたいと思います。

国・県との連携ですけれども、今回の教訓を踏まえまして、県もやり方について見直すような動きもございますし、私どもとしても、どういうふうにしたら、なお一層、緊密な連携がとれるのかということも考えていきたいと思っております。十分、今回の分も検証いたしまして、次に生かしていきたいなど、このように思っております。

以上です。

○議長（向後悦世） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、国・県との連携で農業のほうの関係でということでございますので、まず復旧に関しては当然、先ほど来、補助事業の関係、被災補助の関係のほうを説明したところでございますので、そちらの内容のほうは省略させていただきまして、次の災害への備えというような点について回答を申し上げたいと思います。

まず、台風の被害の軽減ということで、現在旭市のほうで行っています県の補助事業にありまして、「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業というものがあります。これは、ビニールハウスとか鉄骨ハウス等のリフォームの支援型というものになりまして、ある程度経年劣化したものの補強を行うというようなものになります。そういったことによって、台風に備えることができるのかなと。

また、生産力強化支援型低コスト耐候性ハウスの新築というようなもの、そういったものを認定農家や農業者が組織する団体等が活用しまして、現在進んでいるところであります。

また、国の補助事業では、農業用ハウスの強靱化緊急対策事業ということで、台風とかそういった大きな災害に向けて、あらかじめ強靱化を図るというような、そういう整備事業もありますので、本市においてはそういった事業について積極的に農業者のほうにPRを行いまして、年間多額の予算をいただいて、そうしたものを進めているところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 都市整備課長。

○都市整備課長（加瀬宏之） 国・県との連携ということで、被災住宅の関係で答弁いたします。

今回の台風に関連しまして、被災した住宅に対して、一部損壊とされた住宅の修繕について、国・県のほうの助成をいただきまして、一部損壊について新たに30万円までが災害救助法による応急修理の対応となりました。また、この応急修理の対象とならないもののうち、労災安全交付金制度による、これは国の補助事業になりますが、補助対象工事について150万円分まで、修繕費用の20%、上限30万円が補助金として交付できるようになりました。

その助成なんです、これに千葉県の独自の追加制度、追加政策がございまして、工事のやはり150万円から250万円の部分、これについて20%が上乗せされまして、最大で50万円の補助金が受けられるというような制度が新たに出てまいりました。

次に、被災者住宅向けの住宅資金融資等の借り入れに対する利子補給の制度として、10万円以上500万円以下の借り入れに対し、年2%までの利子を補給する制度を今現在準備しているところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） どうも、ご親切にありがとうございました。

ちょっと文言が分かりにくいので、また分かりやすく広報にして、要するに市民は市に相談するわけです。今言ったように、市は市だけではしょうがないから県に相談する、県は国と、こういったことですから、市民が直接相談に来るのは市で、皆さんの所ですので、ちょっと分かりやすく何%の何割ってちょっと分からないので、分かりやすく、またお知らせをいただいたらと、このように思います。ありがとうございました。

6点目、避難所についてですが、相当な数が避難したということですが、恐らくこれは歩いて避難をしたのかな、私は車で行った人もいないかなと思うんですが、その辺のことなんです、聞きたいのは。歩いて避難したのかな。後でまた調べておいてくれませんか。それやって、今度の避難訓練等にも関連してまいりますので、それで昨日のお答えでは、床にマットか何か敷いてくれるということですが、避難する方のストレスというのは相当あるかと思います。ですから、よく段ボールで隣との仕切りをやるようなのがありますね。よくマスコミでやっていますね。そういったものの考えはないのでしょうか。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 避難してきた方のその手段につきましては、調べられる部分があれば、次はあまり起こってほしくないですけれども、そういったときがあれば、把握できる範囲で調査に努めたいと思っております。

お尋ねの段ボールでございますね。それにつきましては、考えていないわけではございません。現在、パーティションとして60セットを備蓄しております。避難が長引いた場合には、プライバシーを守るという意味もございまして、パーティションといいますか、段ボールといいますか、それを設置しようかとは思っておりましたが、今回の場合には、そこまでの期

間ではなかったということで、パーティションを避難所に置くというまでには至りませんでした。

ちなみに、3.11のときには、パーティションを設置したという経緯はございました。

以上です。

○議長（向後悦世） 一般質問は途中ですが、3時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時25分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き木内欽市議員の一般質問を行います。

木内欽市議員。

○18番（木内欽市） それでは続けます。

6点目の避難所について。

これは、大勢の方が避難なさって、これは3.11のときにも経験があるんですが、私は消防で経験があるんですが、トイレが使えなくなっちゃって、それでトイレがすごい状態になっていて、ですからそういうときのために、どうしたかという、消防団が防火水槽から水をくんできて、それでトイレを流したんですが、停電の場合に中学校とか、上に水道の貯水タンクがありますよね、ああいうのを使うことはできないんでしょうか。水の、トイレの問題とか、避難所が長くなると衛生的にも大変なので、そういった点はどうなんでしょうか。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 避難所でのトイレの件、深刻なものだと私も感じております。

今回の台風におきましても、一部の避難所でトイレに水が流せないということで、簡易のトイレを配ったんですけれども、なかなか使い方が分からないというような部分で、難儀をしたということを聞いておりますので、その対策としまして、電源が供給される、水が供給されるということが一番なんですけれども、そうでない場合としまして、今、貯水タンクというようなお話もございましたが、貯水タンクにつきましては容量が当然限られたものとなっておりますので、それが尽きてしまったときには使えなくなってしまいます。ですので、

組立型の防火水槽でやったというのが3.11のときでございました。

トイレについては、まず避難所の中で真っ先に改善していきたいなと思っておりますし、避難所につきましては、防火井戸というのも設置している所がございますので、その防火井戸、その水をくみ上げてトイレに流す水に活用していくというところを考えていければと、そのように思っております。

以上です。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） ただいま防火井戸と言いましたけれども、井戸はたしか手でこうやってくみ上げる、そんなやつ、モーターがもし動かなかつたらくみ上げできませんよね。ですから、そうでなければ提案ですが、昔みたいにこうやって、ああいう井戸であれば、いざというときも困らないんじゃないかなと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 失礼いたしました。防火井戸というふうに申し上げましたが、正しくは防災井戸でございまして、手で動かす井戸ではございません。油を使って回してくみ上げる井戸でございます。それを活用できるようになると、よりトイレの問題が解消できるのではないかなと、このように考えております。

以上です。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） よく分かりました。ありがとうございました。

7点目、災害協定について。

建設業協会9社から出ていただいたということですね。9社からということは、1社だいたい1チームぐらいで、要するに9チームぐらい出てくれたということなんじゃないかな。それで24件やっていただいたということですが、そういう解釈でよろしいんですか。1日で、これ終わった。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、ご質問でございます。

議員にちょっと確認をしたいんですが、チームという単位でございますが、うちのほうは各業者に依頼をかけております。実際には24か所あったんですが、それを9社で担当したと

いう形なんです。

それで、即日開放等をしたのかというご質問でございますけれども、実はこの24件に関しましては、ほとんどが倒木関係でございます。1日で開放された所もございますが、やはり数日かかっておった所もあるということで、ご承知をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 何を言いたいかというと、本当に実際に困ったんですよ。車が出られないんですから、迂回して行ける地区ならいいですよ。たまたま、うちのほうは行き止まりが多いので、そこの出口に倒木になっちゃうと、もう外の人には出られないんですよ。当然会社にも出られないし、買い物にも出られない。そういう地区なものですから、そういった場合には早急に解決をしていただきたいということなんです。それで、お願いはしましたが、午後にならないと駄目ということで、そういったことなので、災害協定だけではとても足りないと思うんですよ、今回みたいな場合には。いかがですか。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） 議員のおっしゃるとおりだと思います。

実は、松ヶ谷の現場だったと思いますが、一方通行というか片側しか通れないような道路で、午後の復旧という段取りになってしまいました。取りあえず契約の段取りとしましては、まず協力会の会長へご連絡を一報入れまして、地元に近い業者を選定していただくわけなんです。もう通行どめになってしまうという道路につきましては、早急にこちらで、あのときは業者を手配させていただきました。ただ、やはり同じようなケースで違う団体、団体といっても学校なんです。学校からの依頼を受けているというような内容で、そのときには午後の対応になってしまったことで、おわびを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 当然、この15号のときには、職員の人たちもだいぶ出たわけでしょうけれども、実際にこの現場には何名ぐらいの職員が、こういう対応に当たってくれたんでしょうか。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） 私、建設課ということで答弁をしてもよろしいでしょうか。

建設課の職員は24名おります。あと作業員が6名おります。こちらで対応しました。あと、必要な車にはチェーンソー等を常備しまして、行く先々、パトロール先で倒木等の伐採を行った経緯もございます。

建設課は以上です。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 今のあれでは、24プラス6で30人ということですが、こういう場合に、こういう大災害の場合には、よく防災訓練で市の職員みんな防災服着て活動していますが、市の職員はそういう場合には、通常の業務を中止しても災害対応に当たるべきだと、このように考えます。質問では、もうできないでしょうけれども、そういったことをぜひ頭に入れていただきたいと思います。実際にあったんですよ。我々、議会中でも、この大災害のときに、こんな大きな災害、これ大災害と言わないで何て言うんだと。議会なんかやっている場合でないだろうと、市民からはそういう声がありました。当然、議会も延ばしましたが、匠瑤市では一般質問を延ばしましたが、こういう災害の場合には、通常の業務をやめても全部、市長以下、防災服で防災対応に当たるということが、これからは必要ではないかとご提言申し上げまして、次の質問。

8点目、災害協定の場合、結んだ業者では、やっぱりとても間に合わなかったと。それで、助かったのが消防団なんですよ、地元の。まず、市民は区長の所に、区長や議員の所にお問い合わせに行きます。何とかしてほしい。区の役員もやりますが、役員はどうしても地元の消防団をお願いするわけであります。消防団が、やはりさすがですね。この災害協定が24件、先ほど聞いたら消防団が倒木をやったのが124件、実に災害協定の6倍近くを市の消防団が解決しているわけであります。そういうことで、この消防団の活動について改めて感謝を申し上げます。その場合に、先ほど消防長、倒木のほかに電線のとかと言っていたが、電線なんていうのは非常に危険を伴うんじゃないかなと、このように思います。そういった点は、どうでしょうか、電線の場合にはちょっと危ないんじゃないのかなと思いますけれども。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（川口和昭） 木内議員のご質問にご回答したいと思います。

電線の場合でございますが、業務上、東電に連絡をしまして、現場での対応そのものは安

全管理、それに徹底していただいております。むやみに手を出すようなことはなく、とにかく周囲に対しまして、安全管理、自己の安全管理、それに徹底していただいているところでございます。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） それで、先ほどは回数が切れちゃったので質問はできなかったんですが、災害協定を結んでいる所は、やっぱり無料じゃないですよ。当然1件幾らと業者にお金を払っていたわけですよ。金額は幾らになるか分かりませんが。消防団の場合は、災害に出てたしかあれでしょう。一つの部に対して出動して6,000円のみですよ、朝から夕方までやっても6,000円のみ。報酬を目当てにやるわけではありませんが、現在は昔と違って社会が変化しています。我々が消防に入ったころには、皆さんみたいに常設消防もあまりなかったですから、消防のためということであれば、職場は消防ならいいですよと、全部休みをくれたんですよ。ですから、消防の訓練でも何でも、だいたい平日にやっていました。今は、もう休みをもらえないので、だいたい祭日に合わせて、そんなに言うとは消防と職場、どっちが大事だということを言われて、今、休めない人が多いんですよ。でも、こういう災害のときには、消防団員は自分のうちのハウスが倒壊していても、地元のために一日活動してくれているわけでありまして。本当に頭が下がる思いです。ですから、地元の区長などはポケットマネーで、これでご飯でも食べてよということですが、お金が目当てではありませんけれども、こういう特別な災害のときにはそれなりの対応をしていただけないのでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（向後悦世） 木内議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（川口和昭） それでは、ご質問にご回答したいと思います。

現在、消防団の出動に関する手当といたしましては、火災その他災害のための出動、これに対しましては、一部隊6,000円、出動に関しまして、警戒出動や訓練等の出動に対しましては1回1,000円が手当として支給されております。現状では、これ以外の特別な手当は支給しておりません。また、近隣の消防団員についても、特別な手当というのは聞いてはおりません。

以上です。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） よく歳末警戒のときには、昔だと市長をはじめ団の幹部が各部へ、ご

苦労さまということで激励をやっておりました。今は簡素化して、だんだんこじんまりやっていますが、ですから例えば夜警じゃなくて、今回は機庫待機、団員がやっている場合等には、ある程度そういったご苦労さまという激励で巡回するとか、そういったことはやってもいいんじゃないかなと、このように思うんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（川口和昭） それでは、ご回答いたします。

各部団ごとの激励等についてでございますが、現状、災害対応中の活動、人員等によりまして、その点への職員等、それからまた激励等での人員の対応はできないと思われま。

以上です。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 緊急ですから、各地区の区長には、そういうことをお願いして、ご苦労さまということで、区長には対応していただいておりますので、各区でももしそういうことがあったら、ご苦労さまというようなことをやっていただければ励みになるかなと、このように思います。

10点目、防災訓練についてであります。

昨日も防災訓練に出る人が少ないとかということがあって、一中でやったときは中学生に出ていただいた、こういったことですが、やはりせっかく出ていただいたので、前にも言いましたが、せっかく中学生に来ていただいたら、何かやっていただいたらどうかなと思うんですよ。それで、前にも質問しましたが、消防署も来ていますので、AEDのやり方、これいざとなるとなかなかできないですよ。音声に従ってやればいいんですが、中学生ぐらいはすぐ覚えるので、そういったときに、せっかくの機会ですからAEDの講習をやっていただいて、旭市の中学生は全部AEDを使いこなせるんだよというようなことになれば、本当に安心なまちづくりでいいかなと、このように思います。防災訓練のときに、そういったようなお考えはどうでしょうか。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） ご提言ありがとうございます。

防災訓練でのAEDの使い方ということですが、全体の訓練のプログラム等も勘案する中で検討というところにとどめさせていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 全体の訓練の中で、可能ですよ、別に。1か所でやればいいんですから、全部にそれに署員が張りつくわけじゃないんですから、ぜひご検討ください。

それと、あと先ほど消防団がチェーンソーとあれとありましたが、やはりチェーンソーの取り扱いも難しいです、危険です。ですから、特に倒木の伐採などというのは技術がいりますので、けがでもされたら大変ですので、そういった樹木の伐採のような訓練、昔やっていたことがありましたね、建物をチェーンソーで切って。そういった訓練も取り入れていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（川口和昭） それでは、チェーンソー等に対する団員への訓練ということで、お答えしたいと思います。

消防団は年間を通して、ポンプ点検等、自分たちの装備品の点検を行います。そんな中で、チェーンソー等のエンジン物、それから災害対応で活用する資機材等は、さらに訓練を重ねていきたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） それでは、続いて11点目、停電、断水に対する対応についてですが、これは全然停電しなかった所もあるんですよね。高圧線とかおっしゃいますが、例を挙げると中央病院は全然停電しなかったということですが、これはやっぱりああいう大きな病院だと特別そういうことがあるのでしょうか。

あと、すごく長引いた所などは、何が原因であんなに長引いたのか、それは東電に聞けば分かるんじゃないのかなと思いますが、分かりませんか。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。

特別な配慮がその病院等にあったかどうかということですが、詳細については、申し訳ありません、分かりませんが、もしかするとそういった特別な施設、停電になってしまっただけいけないという所については配慮しているのかもしれませんが、確かなところは分かりません。

それと、長引いてしまったという所について、こちらでも聞いたこともありますけれども、

答えはしてもらえなかったというのが実態でございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 中央病院なんかの場合には、当然自家発電装置ありますけれども、人工透析とか手術の場合には、一旦自家発電に切り換えれば、電気一回全部切らなきゃ駄目なんだってね。そうするとすごく難しいんだって、一旦電気を全部とめて自家発電にするそうなんです。ですから、そういった意味で中央病院はすごく助かっているなど、このように思います。

あと、東電が、鉄塔が風速40メートルに耐えられるやつを、今度は風速60メートルに耐えられるように鉄塔を建て直すという発表がありました。そして、あと倒木とかの被害があるので、電線の倒木とかに関して、自治体に補償するとか、何か補助をするとかいうことがあるんで、その辺まだ把握していないのかも分かりませんが、ちょっと努めていただきたいなと、このように思います。把握していますか。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 東京電力が倒木等を防ぐために、樹木の伐採に補助をするとかいうことでございましょうか。今のところ、私どものところにそういった情報は入っていないというのが実態でございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 明智市長。

○市長（明智忠直） 東電はともかくとしまして、今、国会で、道に倒れた木を切る、承諾がなくても切れるような条例、今、国会で審議しているそうです。近々それが通るようでありますので、そういうことは聞いております。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） ありがとうございます。それで、たしかその記事が1か月ぐらい前、日経新聞に載っていたと思うんですよ。ちょっと確認してください。東電が、木の伐採とかやった自治体に補助金を出すと出ていますので、有効に利用したらと、このように思います。

それから、あと水道ですが、この場合にはポンプの電源云々じゃなくて、震災の場合に水道管が古くなっていますよね。先日ちょっと松尾のほうに行ったら、大工事をやっているんです。見たら地震に強い水道管の工事中となっていますが、そのような予定は、旭市の場合

はないんですか。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） 水道課よりお答えいたします。

水道本管もだいぶ老朽化しておりまして、今、水道ビジョン、水道長期計画を策定中でございまして、今後、40年、50年かけて耐震管に更新していく予定でございます。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） それでは、災害対応の最後の質問、12点目、今後の取り組みについてですが、今までいろんなことを申し上げました。それで、その反省点を踏まえて、これからこのぐらいの台風、毎年来るような、来てもおかしくないというので、そういったのを考えただけだったらと思います。先ほど、県のほうを参考にするといいましたが、物すごく参考になると思いますよ。

1点目、風水害に備えた気象情報の的確な分析。これは当然です。

それと2点目、災害対策本部の設置を客観的に判断できる設置基準の導入。震災の場合には、皆さんも震度5になると全部非常招集とかかかるんですが、こういった台風の場合の設置基準を導入。

3点目、市町村との情報連絡員の事前選定、当然、市ともやりますね。

あと、これは市では無理でしょうが、ヘリコプターでの情報収集を早急に対する体制の構築。備蓄品の品目や在庫、使用に関する県と市町村の情報共有。

それと、災害発生時の物資輸送の車両を優先的に確保できる仕組みの検討、これは県はトラックが間に合わなかったみたいで、これを入れるみたいです。

それと、直結給水栓の有効性に関する広報、この直結給水栓というのは、先ほど言った中学校のそういうことなのかなと私は理解しているんですが、そういった意味かと思います。

それと、最後に災害時に燃料を円滑に供給する仕組み。これは聞こうと思ったんですが、例えば災害のときに、今回もガソリンスタンドがいっぱいでした。ですから、災害が起きる場合に、当然、庁舎の車はみんなガソリン満タンにしてあるかと思いますが、あとガソリンと灯油の備蓄、こういったのもやはり考えないといけないと思います。発電機が幾らあってもガソリンがなければどうしようもないわけですから。

それと避難所、冬だった場合には灯油をたきますね。そういった点の問題等々あって、一

番最後の燃料等の備蓄、これはどんな具合になっているのでしょうか。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） まず、燃料の備蓄ということでお答えいたします。

公共施設の中には、非常用発電設備を持っている所がございます。その発電設備を回すための燃料については、ある程度蓄えております。ちょっと、今、数値については手元にありませんけれども持っております。

あと、そのほかの燃料でガソリンというようなお言葉もありましたが、ガソリンは長期の保存には向かないというふうに承知しておりますので、難しいのかなと思っております。灯油につきましては大丈夫でしょうけれども。

前置きはそれぐらいといたしまして、燃料の供給を全体的にどうするかということが大切になってこようかと思えます。市では、そういったときのために、災害協定というのを締結しております。その燃料の供給ですとか、自動車の輸送ですとか、そういった部分につきまして協定を結んでおりますので、災害のときには、その協定を生かして優先的に供給していただけるのではないかなと期待をしているところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） いろいろ何点にもわたり、ご質問申し上げました。

例えば、今度災害があった場合に、今までみたいに消防団、あるいは消防署だけの対応では、ちょっと難しくなってくるのかなと、そんな気がします。新たに、災害対策課とか、そういったのも頭に入れていただけたらと、このように思いますがどうでしょうか。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えします。

ご質問の中で、災害対策課を設けてはどうかということがございましたが、今、総務課の中に地域安全班がございますので、その組織の中で精いっぱい努力してまいりたいと思いますので、ご理解を賜ればと思います。

以上です。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 何でかという、例えば災害廃棄物の処理に関しても、建設課に電話

したらいいのか、環境課に電話したらいいのか、あるいは電話をすると両方で話が行き違っちゃってうまくいかなかったもので、災害対策課という課もある自治体も多分あるでしょうから、将来ご検討いただきたいと思います。

それでは、次にインフルエンザについて伺います。

発生状況はまだ分からないということですが、旭市の場合、学校単位で分かりますよね、インフルエンザ、どこの小学校で発生したとか、その辺ちょっと分かったら教えてください。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） 学校単位ということでございますけれども、私が持っている資料では、11月の学校での欠席実人数というのを資料として持っていて、実人数でいいますと、11月現在で9名というふうに聞いております。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 面談のときに言いましたよね、私。どこどこ小学校で何名、それです。

○健康管理課長（遠藤茂樹） 琴田小学校で1名、共和小学校で2名、三川小学校で3名、飯岡小学校で1名、第二中学校で2名、計9名と聞いております。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） ありがとうございます。

それでは、最後の助成金について。

これは、旭市は65歳以上の方が1人1,000円ずつですが、この場合に自由診療なもので、インフルエンザ代が各医院、病院によってだいぶ違うと思うんですね、値段が。1,000円もらって、自己負担2,500円できる所もあれば、4,000円ぐらいかかる所もある。これは仕方ないことですが、これをよそがやっているように、一律に自己負担幾らという形にはできないんでしょうか。医者によって随分違うんですよ、料金が。その辺はどうでしょうか。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） 確かに、大都市においてはそういうふうな、自己負担が幾ら、例えば1,500円なら1,500円、それ以上は全額持つというような自治体もございます。当然、各病院で接種料が議員言われましたように違いますので、だいたい3,500円から5,500円接種料がかかります。それで、1,500円以上持つとなると4,000円助成するという形になります。それにつきましては、ちょっと財政額の影響も甚大となるということ。また、海匝は一律に

1,000円助成しているということもありますので、ちょっと近隣とのバランスも考えまして、しばらく検討させていただきたいと思います。お願いします。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） これは、例えばひとり暮らしの、生活保護者は無料なんですけど、旭市の場合には非課税世帯は無料になっていませんね。よそは非課税世帯が無料になっている所もあるんですが、そうすると収入の少ない人、これ年金だけで生活している人が、やはり3,000円、4,000円の自己負担というのは、場合によっては大変だなと、行かないで我慢しちゃおうかなという人もいるかと思うんですよ。接種率50%ぐらいなんでしょう。

ですから、そういった意味で、一旦これインフルエンザが発症したら医療費が上がっちゃうわけですから、それから思ったら多少は補助してやってもいいのかなと、このように思っているんですが、そういったお考えはありませんか。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） 非課税世帯のということでしょうか。

（発言する人あり）

○健康管理課長（遠藤茂樹） 補助金を上げるということですか。その辺につきましては、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了いたしました。

○議長（向後悦世） これにて本日の会議を閉じます。

なお、次回は20日、定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時58分